鈴鹿山地北部の旧脇ヶ畑村における廃村化の機構とその集落的・地域的要因（上）

坂　口　慶　治

The Structure of the Process of a Village's Disappearance and Its Regional Factors

—— A Case Study of the Deserted Village of Wakigahata in the Northern Part of the Suzuka Inter-mountain Area ——

Keiji SAKAGUCHI

Received September 30, 1988

抄録：鈴鹿山地北部の卓状高原面上に立地し，1889年の町村制施行以来，1955年の町村合併時まで独立の1行政村を構成してきた3集落の廃村化過程を比較地域論的に分析して，廃村の発生機構とその要因を解明しようとした。

これらの廃村化の根本的要因は，山地地域の慢性的な産業不振と，近接平地における産業・社会の急激的な発展，およびその地形環境にもとづく極度の交通障害にあった。これらの廃村化の形態については，集落の立地環境，規模，産業，社会構造，地域的位置の差を反映して，差異があるが，その廃村発生の機構については，集落内部では最上層の離村によって，中下層部からの放遂型の離村が生じて，廃村化が進行し，地域の単位では規模の大きな中心集落の先行的な人口減少によって，小規模な縁辺集落の放遂型の廃村が発生し，地域的な廃村化が進行する。かくして，廃村現象は集落的にも地域的にも階層的な進行過程をもち，それによって地域的・時期的に集中的に発生する機構が明らかになった。

検索語：廃村，挙家離村，過疎，出稼ぎ，製炭業

SUMMARY: So that new light may be shed upon the structure of the process of a village's disappearance and its contributing factors, analysis has been made on the basis of comparative regional studies about three "ghost settlements" located in a tableland in the nothern part of the Suzuka intermoutnain area, which had constituted an independent administrative village Wakigahata for 66 years since 1889 (the start of the enactment of the village-town law) up until 1955 (the post-war administrative innovation by merging villages and towns into larger units).

The findings of our survey are as follows:

1. In Hozuki, the central settlement of the Wakigahata village, a gradual decrease in its household number had been observed since the middle of the Meiji period until in 1968 a precipitating disappearance of households started and it was completely deserted in 1976.
2. Sugi, a peripheral small settlement within the village located nearer than the other two to the eastern plain of Lake Biwa, had been populated stable since the Meiji period until in 1963 a sudden desertion began and in ten years it was a complete "ghost settlement" in 1973.

3. The population of Goso, a peripheral settlement situated farthest from the eastern plain, had long been stabilized, but from 1967 on a sudden population decrease was seen and a state of complete desertion was observed by 1974.

The fundamental contributing factors of village's disapperance are:

1. industrialization chronically in bad shape in this mountainous region
2. remarkable business and social development in the nearby plain area
3. extremely underdeveloped transportaion system in this mountainous country.

The difference in the process of desertion in each settlement can be attributed respectively to its own natural surroundings, geographical location, size, and social structure.

The process of desertion has a certain pattern:

1. Desertion by the top layer in the social structure triggered desertion by the lower layers.
2. Decrease in population in the central part of the village invited its peripheral sectors' desertion.

It can thus be concluded that the phenomenon of a village's disappearance takes place in the order of its social layers on the level of each community and of the settlement's regional position within a village, concentrated in time and space, which then combine themselves into complete desertion of a whole village.

Key Words: deserted village, emiglation, depopulation, migrant work, charcoal industry

目　次

Ⅰ．はじめに

Ⅱ．研究地の集落立地環境と廃村化の動向

Ⅲ．廃村化集落の地理的環境と社会・経済的特性

(1) 自然環境
(2) 集落規模
(3) 集落の交通的位置
(4) 文化・経済・行政領域の所属関係の変遷
(5) 生業構造と共同組織
(6) 共有財産と社会構造
　A．共有林野の規模と管理形態
　B．経済的・社会的階層構造

Ⅳ．戸数規模の縮小化と廃村化の過程，および離村の階層性と移住域の特性

(1) 杉の廃村化過程の諸特性
(2) 保月の廃村化過程の諸特性
　A．明治期の遠距離出稼ぎ的な下層脱落型離村
　B．大正～昭和初期の出稼ぎ後遺症型廃絶と中下層部の京都指向型離村
　C．第二次世界大戦中～戦後直後期の出稼ぎ後遺症型廃絶と生活破綻者の移住域分散型離村
　D．戦後期の出稼ぎ・戦争後遺症型欠落と突発的事故による移住域分散型離村
　E．1965年以降の廃村化離村
(3)五僧の廃村化過程の諸特性

Ⅴ．3集落の廃村化の集落的・地域的要因，とくに集落の自然環境，産業・社会構造および集落

の地域的位置と廃村化との関係――まとめにかえて

(1) 自然環境と廃村化との関係

(2) 産業構造の特性と廃村化との関係

(3) 社会構造の特性と廃村化との関係

(4) 集落の地域的位置と廃村化との関係

Ⅰ はじめに

本研究は，鈴鹿山地北部の旧脇ヶ畑村を構成した3集落（杉・五僧・保月）の廃村化過程を比較地域論的に分析して，その発生の機構と要因を解明しようとしたものである。ここでいう廃村化とは集落の消滅現象を指し，その集落とは人類社会の最小的規模の地縁共同体的な居住集合体を指すものとする。廃村の定義には，一般的には行政上の「村」の廃絶とか，共同体的な「ムラ」の崩壊といった，政治学的あるいは社会学的な意味なども含まれうる。[1] しかし，本研究の場合には，人類の地表占居の機構の解明を目的とする地理学的な視点から[2]，廃村化を居住地前線の後退現象としてとらえ，[3] おおむねその居住空間の基礎的単位をなしているとみられる集落の消滅をもって廃村とよぶことにする。

かかる集落の消滅現象は，わが国ではとくに1960年代ころから顕著となり，社会的には「過疎問題」あるいは「山村問題」として注目されるとともに[4]，多くの科学の研究対象となった。[5] しかし，それらの多くは廃村現象を単に人口減少の極端な事例としてみる人口現象論的把握にとどまっている。しかも，それを第二次世界大戦後における日本の高度経済成長ないしは大都市における「過密現象」と対置した，マクロな労働市場論ないしは総資本・マスコミの山村破壊論的な観点においてとらえているものが多い。[6]

しかしながら，廃村現象は基本的には集落現象であり，地域現象であって，その特質の把握に当たっては，集落地理学ないしは地域地理学の観点からする研究が必要である。もっとも，廃村は人口減少の究極の姿であって，その実例が必ずしも多くないうえに，その多くが居住地域ないしは文化地域の外縁部に現われているために，これを特異な孤立現象として軽視しやすい面もあり，[7] 地理学の分野においても，その研究事例はあまり多くない。しかも，その地理学的な研究においても，集落の機能・組織・空間構造の各側面における変化・消滅過程とその集落的，地域的な立地環境や特性との関係を相互作用的に分析する地域動態論的な研究が不足しており，加えてその関係を隣接する廃村間，および廃村発生地域間で体系的に比較分析して，定量的，普遍的に把握していくような比較地域論的ないしは比較集落地理学な研究が十分でないように思われる。そこで，本研究においては，鈴鹿山地北部において互いに隣接する3廃村（第1図）を取りあげて，それらの集落構造や自然的・地域的な立地環境と廃村化過程との関係を比較分析し，廃村化の機構と，とくに廃村化の集落的・地域的要因を明らかにすることにした。

Ⅱ研究地の集落立地環境と廃村化の動向

鈴鹿山地は，わが国における廃村の先行的・集中的な発生地帯とみなされる近畿内帯山地の中でも，丹後東部山地や丹波山地の由良川・大堰川・安曇川源流部などと並んで，とくに廃村の顕著な発生地となっている。[8] ここでは，1985年までに全戸離村の前面廃村が15（他にダム水没集落

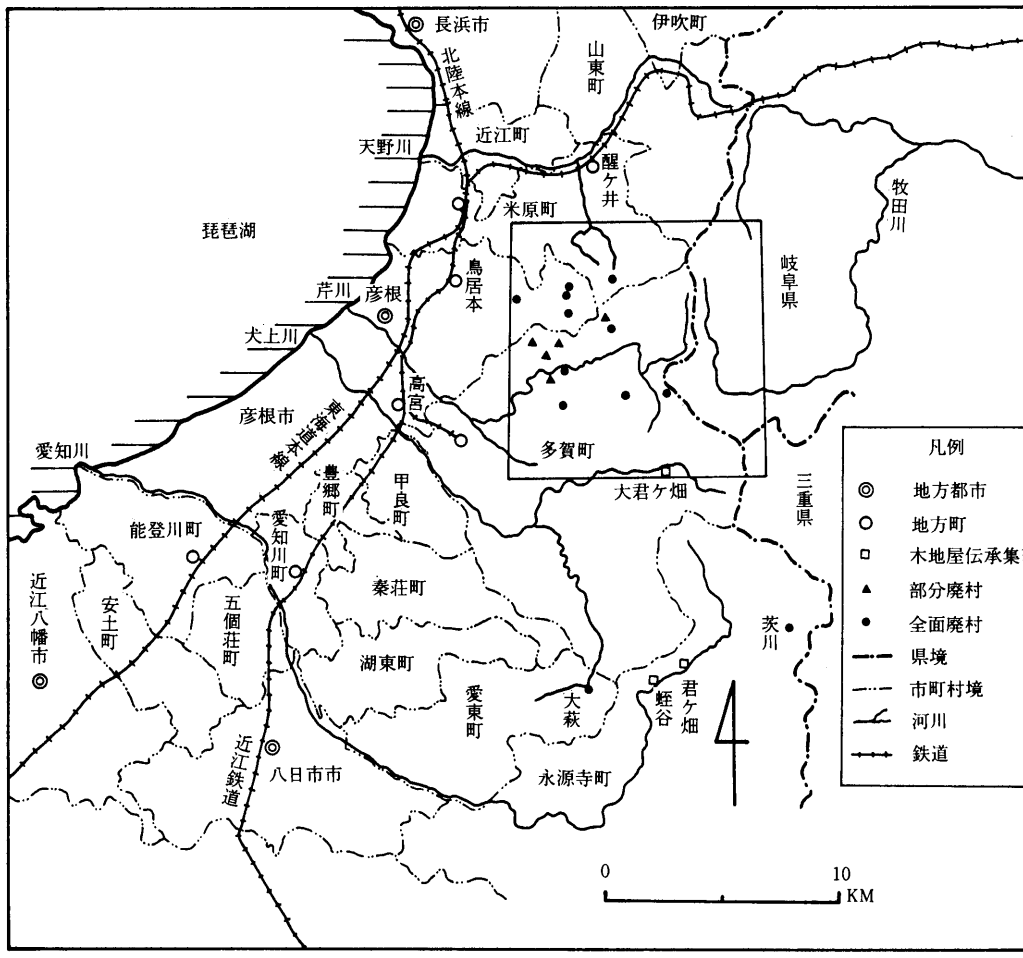

（注：枠内は第1-2図の範囲を示す）

第１図　研究地域の概観

３），１戸残存の準廃村が１，２～５戸残存の部分廃村が２，６～９戸残存の微小化集落が５あり，全山地集落75に対するそれらの合計の発生率は30.7％に達している。それも，とくに犬上川北谷以北の北部地域に顕著に多発していて、そこでは第１表のごとく，全山地集落30に対して，全面廃村が13，２～５戸残存集落が２，６～９戸残存集落が１となっていて，それらの合計の発生率は53.3％にも及んでいる。

このようにして廃村化が著しい鈴鹿山地北部の，集落立地に関わる自然的・地域的環境についてみると，まず地形については，ここは東西を霊仙山衝上と仏生寺衝上の急な断層崖に囲まれ，南北もまた犬上川北谷と関ヶ原地峡の構造谷に限られて，山頂部に比較的に広い小起伏面がひろがる卓状高原型山地になっている。[9]それは，さらに第２図のごとく，東西方向の芹川本流谷と，南北方向の丹生川および権現谷（芹川支流）の深い構造谷によって，高度の異なる４つの小地塊地区に分断されている。そのうち，東北部の霊仙山地区は標高800～1000ｍ，東南部の五僧地区

第1表　鈴鹿山地北部における集落の位置と戸数変化

	小地塊地区および河谷底	集落	市町	標高（m）	明治11年* 戸数	明治11年* 畑地 町 反 畝 歩	明治11年* 水田 町 反 畝 歩	全面宅地廃村化の時期	昭和59年戸数
高原面	保月ブロック	保月	多賀町	580~620	65	26 4 4 06	1 1 05	昭和51年	0
		杉	多賀町	540~560	18	12 0 3 27	5 7 15	48年	0
	五僧ブロック	五僧	多賀町	500	11	2 0 5 17	0	49年	0
	武奈ブロック	武奈・明幸	彦根市	480	37	15 6 0 23	0	50年	0
		樽ケ畑	米原町	400~460	51	15 4 0 09	1 6 0 24	27年	0
		男鬼	彦根市	420	27	7 2 2 18	0	50年	0
		後谷	多賀町	420~440	30	5 7 8 24	0	55年	2（夏のみ）
中腹緩斜面	保月ブロック	向之倉	多賀町	340~360	20	3 3 2 17	0	50年	0
		桃原	多賀町	280~360	52	17 2 6 16	9 2 02		6
	雲仙山ブロック	今畑	多賀町	400~440	17	12 5 9 8	0	54年	0
	武奈ブロック	落合	多賀町	340~350	20				2
		入谷	多賀町	320~350	33				7
		甲頭倉	多賀町	340~350	33	7 7 3 16	0	55年	7（夏のみ）
		屏風	多賀町	320~420	12	3 7 2 23	4 4 17	55年	7（夏のみ）
		仏生寺	彦根市	260~290	33	1 9 6 14	9 7 8 03	53年	0
山裾	武奈ブロック	笹尾	彦根市	220~240	34	2 0 9 16	16 3 8 19		3
河谷底	芹川河谷	岩原	多賀町	240	52	16 8 5 07	0		12
		宮前	多賀町	240					14
		中村	多賀町	220					10
		下村	多賀町	200					10
	丹生川河谷	上丹生	米原町	160~180	135	5 7 2 26	11 8 9 07		161

＊滋賀県物産誌(1880)，滋賀県市町村沿革史（第5巻）(1962)　復刻所収

は同700～800ｍの平均高度をもち，それらより東には比高700ｍ前後の急崖が揖斐川支流の牧田川の地溝状低地にまで達する。一方，西北部の武奈地区は標高400～600ｍ，西南部の保月地区は同500～700ｍの平均高度をもち，それらより西には比高400ｍ前後の急崖が湖東平野にまで達する。また，これらの小地塊の境目には，高原面より一段低い前輪廻性の緩斜面が発達し，その一部は芹川，丹生川の開折を受けて，河床から比高100～200ｍの急崖によって境され，分断されて，連続性を失っている。この衝上地塊山地の地質は，大部分が古生代の緑色岩（塩基性火山岩類）からなり，その中に塊状ないしは層状・レンズ状に石灰岩がはさまれ，[10] その石灰岩の露出地にはカルスト地形がみられる。したがって，ここには石灰・セメント工業の原料の採掘場もあるが，集落は水の得やすい緑色岩の露出地に立地する。それゆえに，集落は石灰岩の塊状岩体をなす霊

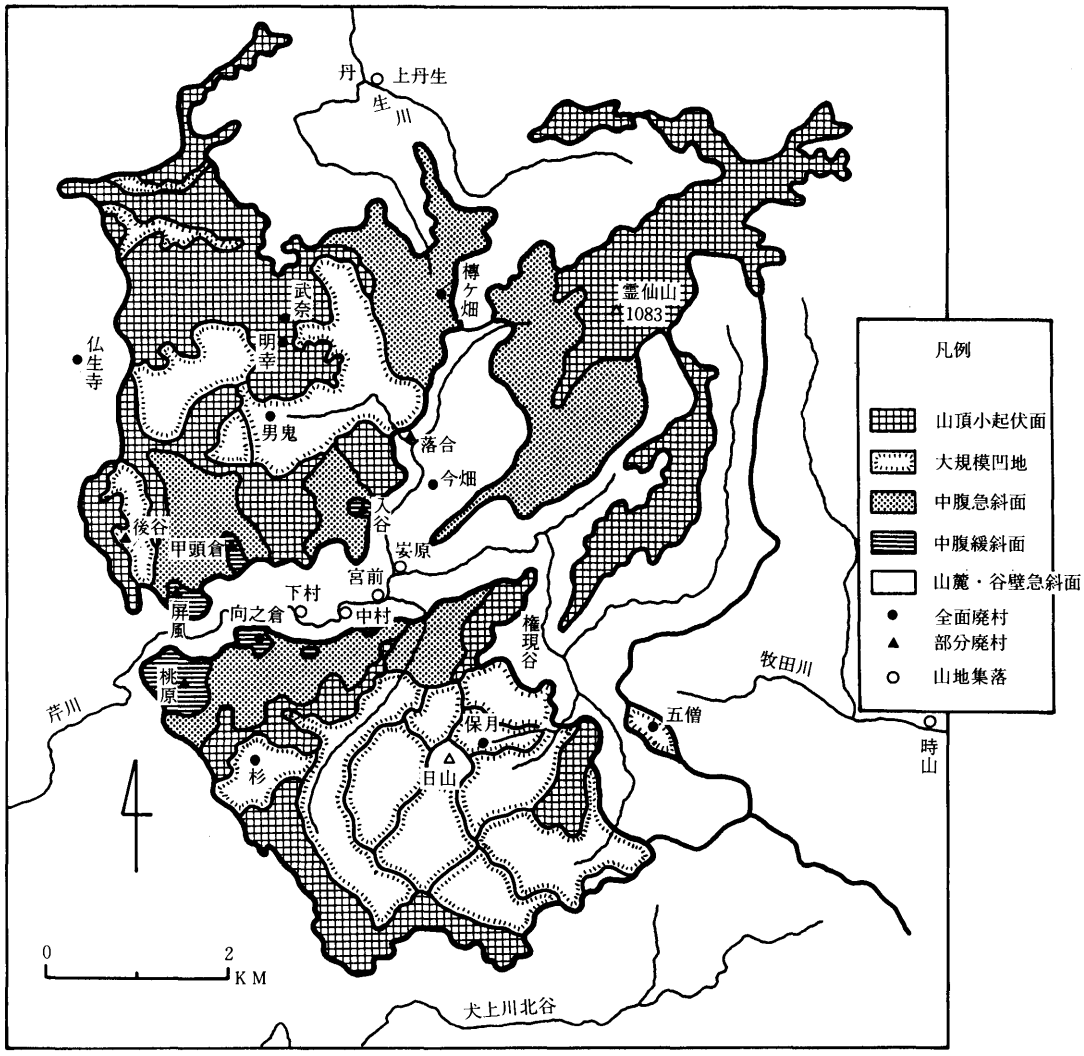

第２図　研究地域の地形区分と集落分布

仙山地区の高原面にはもともと全く存在せず，武奈，保月，五僧地区の高原面と，それらの間の中腹緩斜面に分布していた。なお，芹川，丹生川の河床にはほとんど平地がないので，それらの河谷底に立地する集落は少ない。

これらの集落の明治初期における戸数規模は，第1表のごとく，10～40戸の小規模なものが多いが，中には50～65戸の中規模集落もみられ，その最大の保月では，明治30（1897）年ころには82戸に達していた。しかし，今日ではそれらの多くが全面廃村化し，残るものもほとんどが老人集落化したり，冬季に無人化する季節集落となっている。そうした中で，最初に廃村化したのは樽ヶ畑で，すでに1937年ころから連続的に挙家離村が進み，1952年に全面廃村化している。[11] その他の廃村は，1973年に杉が全面廃村化して以来のものである。これらの明治初期以来の減少戸数は，河谷底の集落を除いても，475戸にも達しており，まさにそれは優に1行政村の規模に匹敵するものである。現に，そのうちの杉，五僧，保月の3集落は，明治22（1889）年以来，1955年に多賀町に合併するまでは，脇ヶ畑村として独立した行政村を維持していたので，合併後とはいえ，そのわずか20年間ほどの間に，かつての1行政村が丸ごと無住地になってしまっている。

これらの集落の起源については明瞭ではないが，この地帯が木地屋の根元地といわれる愛知川上流の君ヶ畑・蛭谷や，[12] 多賀杓子系統の木地屋集落とされる犬上川北谷の大君ヶ畑などに北接し，[13] 木地屋伝承も不鮮明ながら広く残っている[14]ところから，一つにはこうした木地産業との関連性も考えられる。しかし，鈴鹿山地における木地屋はすでに絶えて久しく，この地帯で木地類を製作した痕跡はほとんどみられない。[15]

これに対して，これらの集落の近辺には，石灰岩の風化土壌に覆われた肥沃な畑地が比較的にまとまって存在し，自給用穀類とともに，早くから商品作物の栽培がなされてきた。[16] したがって，これらの集落の立地は，第一義的には農業的開発を目的にしたものともみなされるが，地表水が乏しく，水田が皆無に近いうえに，気候が冷涼で，11月中旬から降雪をみ，12月～3月には根雪となり，冬期間の耕作が不可能である。かくして，農業も単独ではこの地域の経済的な維持機能とはなり得ず，林業と合わせて補完的に営まれてきたものとみなされる。もっとも，その林業も，地質的な制約を受けて育成林業は発達しておらず，[17] もっぱら旧城下町の彦根，中山道沿いの旧宿場町の高宮・鳥居本，多賀神社の鳥居前町の多賀などといった地方的な市場を対象とする薪炭生産が中心となってきた。

また，こうした農林業に加えて，昭和初期のころまでは，麻加工，石灰焼き，養蚕，交通位置を利用した駄賃稼ぎ，犬上川上流山村の茶摘みや京都の伏見酒造地への季節出稼ぎ，北海道，アメリカなどへの遠距離出稼ぎなどといった副業的活動が盛んに行われた。かくして，これらの山地集落では，そうした多様な収入源の組合せによる複合的な経済活動によって，生計を維持してきたものといえる。

しかるに，第二次世界大戦とその後のわが国の社会・経済の変化によって，これらの多くの地方的な小規模経済部門が遂次，急速に衰滅してきた。それとともに，集落内の生活・生産活動における共通性が薄れ，共同組織に変化が生じ，さらには近接平地における地方都市の著しい発展などの影響を受けて，隣接集落間の地域的な結合関係にも変化が生じてきた。かくして，これらの山地集落は，かかる集落的，地域的な諸関係の変化とともに，それぞれに独自の衰滅過程をたどりながらも，ほぼ一斉的に廃村化に向かうことになったものと考えられる。

そこで，この鈴鹿山地北部の代表的な廃村事例とみなされる保月地塊地区の杉・保月と，五僧地塊地区の五僧の3廃村を取り上げ，それらの廃村化過程を綿密に比較分析し，その廃村化の要

因と機構を明らかにすることにした。それらの集落はこの地域の中では卓状高原面上の最高所に立地し，かつ互いに隣接して空間位置的なまとまりをもつとともに，明治以来久しく独立行政村を維持してきていて，政治地域ないしは二次的な生活行動空間の単位を構成していた。しかも，集落規模の上でも最大のものから最小的なものまで含んでいるうえに，全面廃村化の時期についても杉が1973年，五僧が1974年，保月が1976年となっていて，この地域における廃村化の一般的な特徴をある程度示すものになっているとみなされる。

Ⅲ 廃村化集落の地理的環境と社会・経済的特性

(1) 自然環境

杉と保月は，第1図のごとく，卓状高原面上に発達する前輪廻性の大型のポリエ状凹地の中で，僅かな湧水が得られる標高540mと620mの凹地底に立地していた。[18] また，権現谷の峡谷によって隔てられた五僧は，緑色岩が露出していて谷水が細く流れる標高500mの山嶺付近の小凹地に立地していた。この地域では，これらの集落地点を除けば，地表水の得られる所は少なく，また，流水が集まる所は回春が進んで谷底平地を欠くために，農業的な土地利用形態としては，宅地付近を中心にそれと隣接するポリエ状凹地で畑地の開墾がなされているのみである。

かくして，ここでは集落立地を規制する第一の障害条件は地表水の有無であり，自然的な災害としては旱魃が重要であった。その他の災害としては，時折，集中豪雨時にカルスト地帯に特有に出る鉄砲水[19]以外には，山崩れなどの風水害は少なく，むしろ水不足のために一再ならず大火災が発生し，[20] 集落生活に大きな影響を及ぼしてきた。

(2) 集落規模

これらの集落の戸数規模は，元禄8(1695)年[21]に杉14戸，保月92戸，五僧12戸，明治11(1878)年[22]に杉18戸，保月65戸，五僧11戸あり，杉と五僧が小規模ながらも近世期を通じて安定していたのに対して，保月が多数戸を擁しながらも若干不安定な戸数変化過程をたどってきた。明治20(1887)年以降の変化は，第3図のごとくで，杉と五僧では部分廃村化開始直前の1963年においても各々11戸と9戸あって，あまり減少していなかった。一方，保月では明治30(1897)年ころまでは微増を続けて82戸にまでなったものの，その後は昭和1(1926)年に53戸，1963年に25戸と大きく減少を続け，不安定な状態を示してきた。

その耕地規模については第2表のごとくで，明治20年ころの土地台帳によると，杉6町7反6畝歩(内，水田8反2畝歩)，保月28町4反6畝歩(内，水田2反2畝歩)，五僧2町5反5畝歩(水田なし)となっていた。[23] これらは，山地ゆえに求積法が必ずしも正確ではないにしても，それを当時の戸数によって平均すると，杉4反2畝歩，保月3反7畝歩，五僧2反3畝歩となり，いずれも戸数規模に対して耕地面積が少なかった。なかでも保月では戸数が多いために，また五僧では耕地の絶対面積が少ないために，1戸平均ではとくに零細になっていた。そのうえに，保月の場合には第4－2図のように，耕地の多くが遠隔地に分散しており，半日では通耕できない地蔵峠以遠に全耕地の39.6%が集まっていた。[24] そのために，保月ではその後の連続的な戸数減少とも相まって，大正末年までにその46.2%，全耕地の34.6%が荒廃してしまっている。なお，これらの畑地はほとんどが常畑であって，切替畑は皆無に近かった。[25]

林野の規模については，共有地を含めて杉77町9反5畝歩，保月290町1反6畝歩，五僧126町3反9畝歩となっており，[26] 1戸平均では杉4町8反7畝歩，保月3町8反2畝歩，五僧11町4反

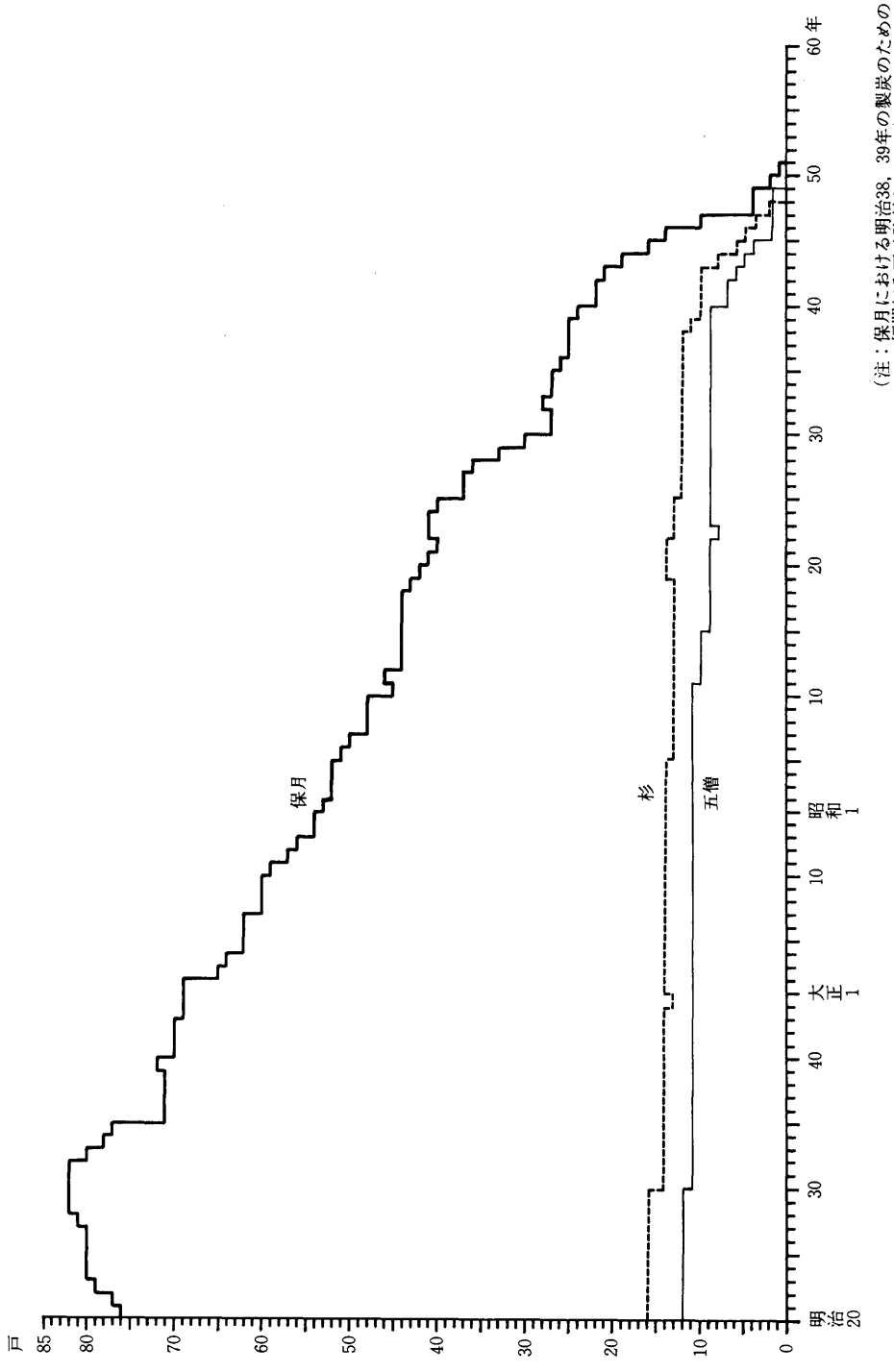

（注：保月における明治38，39年の製炭のための短期転入戸は除外している）

第３図　旧脇ケ畑村の集落別にみた戸数減少過程

第2表　旧脇ケ畑村3集落の耕地及び林野面積の規模

集落	保月		杉		五僧	
地目	林野	耕地	林野	耕地	林野	耕地
所有形態及び所有者の居住地	(町 反 畝 歩)	(町 反 畝 歩)	(町 反 畝 歩)	(町 反 畝 歩)	(町 反 畝 歩)	(町 反 畝 歩)
在村者所有地	227 4 1 05	26 3 0 03	58 2 1 20	6 6 6 08[1)]	113 2 9 26[1)]	2 3 6 22
離村者保留地	9 9 2 10	1 8 6 22	4 6 20	1 21	0	0
(Ⅰ)集落関係者私有地合計	237 3 3 15	28 1 6 25	58 6 8 10	6 6 7 29	113 2 9 26	2 3 6 22
1戸当たり平均所有面積	3 1 2 08[1)]	3 7 02[1)]	3 5 9 01	4 1 10	10 2 9 29	2 1 13
記名共有地	18 8 5 23	0	5 3 5 00[2)]	0	13 0 9 15	1 9 00
村中共有地	32 7 3 02	1 7 24	8 5 8 22	0	0	0
寺名義共有地	1 2 4 02	1 1 19	5 3 3 15	8 21	0	0
(Ⅱ)共有地面積合計	52 8 2 27	2 9 13	19 2 7 07	8 21	13 0 9 15	1 9 00
1戸当たり平均面積	7 5 14[2)]	0 13[2)]	1 2 0 14	0 16	1 1 9 02	1 22
隣接集落居住者所有地	9 9 5 28[3)] 0 1 5 0 00[5)]	0 1 1 00[4)] 0	1 1 0 26[3)] 118 3 3 09[4)]	5 5 0 05		
(Ⅲ)隣接集落居住者所有地合計	11 4 5 28	1 1 00	119 4 4 05	5 5 0 05	0	0
集落地籍合計(Ⅰ+Ⅱ+Ⅲ)	301 6 2 10	28 5 7 08	192 0 4 22[5)]	12 1 5 15[5)]	116 4 3 13[2)]	2 5 5 22[2)]
集落関係者所有地合計(Ⅰ+Ⅱ)	290 1 6 12	28 4 6 08	77 9 5 17	6 7 6 20	126 3 9 11[1)]	2 5 5 22

注)　面積は土地台帳の面積である。
林野・耕地の面積は，保月については明治40年，杉・五僧については明治20年の値である。

保月
1) 明治20年以前居住76戸の平均
2) 明治40年居住70戸の平均
3) 五僧住民所有地
4) 杉住民所有地
5) 河内住民所有地

杉
1) 保月地籍所有分を含む。
2) 桃原地籍分
3) 向之倉住民所有地
4) 向之倉共有地
5) 桃原・保月地籍所有分を除く。

五僧
1) 保月地籍所有分を含む。
2) 保月地籍所有分を除く。

9畝歩となっていた。そして，この場合にも保月の林野には遠隔地のものが多いうえに，林野の12.5%（36町3反5畝歩）はササ・ススキ原など，経済的価値の低い原野となっていた。また，杉においてもそうした原野が8.5%（6町6反2畝歩）を占めていた。

かくして，3集落のうちでは五僧がもっとも強く林業に依存し，杉と保月が相対的に農業に重点をおいていたとみられるが，その農業も保月では杉に比べて，遙かに不利な経営を強いられていたものとみなしうる。しかし，そのいずれにおいても明治初期における人口規模は，農林業の経営面積に対して相当に過大であり，中でも保月においては極限的な状態にあったものと考えられる。

なお，これらの集落の戸数規模と形態は主として生活用水の取水可能量と水源の形態に規定されてきたものとみなされる。すなわち，小支谷奥に湧出する少量の水に依存してきた杉では，第14－1図のごとく，水源の谷口近くに小規模な塊状村をなし，比較的に豊富な流水に依存してきた保月では，第14－2図のごとく，かなり規模の大きな列状村をなし，局地的に地表に現われた細流に依存してきた五僧では第14－3図のごとく，小規模な疎塊村をなしてきた。

(3)集落の交通的位置

五僧に接する五僧峠（標高500m）は，東海道の鈴鹿峠（同357m）付近を除くと，鈴鹿山地の南北分水嶺を横断する諸峠の中では，もっとも低い高度になるために，早くから近江と美濃，伊勢を繋ぐ重要な徒歩交通路となってきた[27]。とくに中・近世期には近江商人の利用が盛んであったが[28]，明治から昭和初期にかけてもなお，徒歩旅行者の通行をみていた[29]。ただ，五僧から湖東地方に向かうには，権現谷が「犬戻り」ともよばれる程に険阻なために，河谷沿いには下ることができず，この谷を標高400m付近で横切り，高原面上の保月（標高620m）に出て，寒坂峠（同638m）・地蔵峠（同640m）を越え，杉（同540m）を経て，杉坂峠（同590m）から比高440mの急崖にかかる杉坂を下り，山麓の八重練（やえねり）に出て，多賀・高宮・彦根に至る通路が利用されてきた。その距離は五僧から保月まで2.5km，保月から杉まで3km，杉から八重練まで2.5kmあり，五僧から彦根までは約16kmとなる。したがって，保月・杉もまた，かつては交通集落的な機能を多少は果していたとみなされ，とくに保月には茶の仲継問屋があった[30]こともあり，昭和初期においてもまだ宿屋・質屋・酒屋などが残っていた[31]。

もっとも，この山道も杉坂があまりに急勾配であるため，狭い徒歩道にとどまっていたが，ようやく1935年に杉から山麓の栗栖（くるす）に林道が新設され，保月まで馬車が入るようになり，1950年ころからはトラツクも通じるようになった。しかし，それでもなお急坂なため，1988年には舗装をみたものの，天候によっては登はん力の小さい軽自動車などによる通行は困難である。なお，保月から五僧までは，県道の指定を受けているものの，久しく幅1m弱の徒歩道でしかなかったが，1966年に権現谷林道が保月まで延長され，五僧からも0.5kmの山道を歩けば，この林道に達することができるようになった。

(4)　文化・経済・行政領域の所属関係の変遷

芹川源流の辺境地に位置するこれら3集落は，古くから文化・経済・行政面などで，近江圏域と美濃・伊勢圏域との会交点に当っていた。多賀大社が伊勢・美濃からこの地を経て近江の多賀に鎮座した伝承は[32]，この地の開発が古く東方から進められてきた可能性を示している。同様に，五僧は美濃側の峠下集落の時山から5人の僧が移住して開かれたとする伝承や，保月には元来，美濃系統の南宮神社が祭られていたが，天正12（1584）年の太閤検地により近江領に確定するとともに，御神体や社殿を美濃へ移し，代って現在の八幡神社を勧請したとする伝承[33]も，かつては

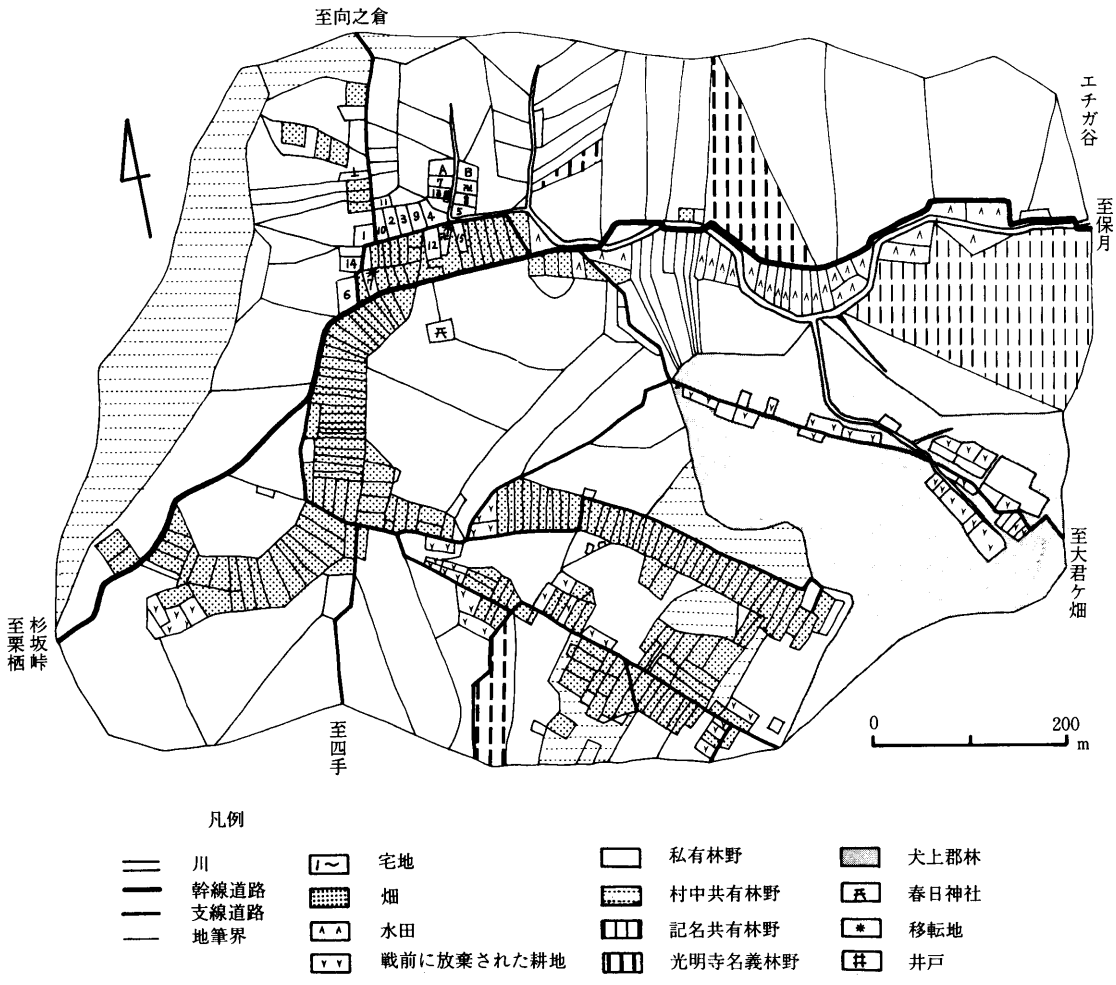

第4-1図　明治19年改正の犬上郡杉村番押絵図に基づく杉の土地利用図

ここが東側文化圏の前線的位置にあったことを示すものと考えられる。

しかし，近世にはこの地区は一貫して彦根藩領に属しており，明治以降は滋賀県に入っている。それとともに，この地区の生産物の最大の消費地が彦根藩領内の地方町にあったために，湖東地方への経済的依存性を強め，さらに明治22（1889）年の湖東鉄道（現東海道本線）の開通以降は，その利便を求めて益々その方面との結びつきを強めていった。[34] また，仏教生活の面では元亀元（1570）年ころから，それまでの天台宗の勢力地から湖東平野の浄土真宗寺院の勢力地に変わり，寺をもたない五僧ではその掛所となって，現在の豊郷町四十九院の唯念寺まで，約20kmの道を遠とせず門徒として通いつづけてきた。[35] もっとも，県境の五僧では，明治初期においてもまだその生産物や日用品の販売，購入先を主として時山方面に求めていたし，昭和初期においても通過交通が若干残っていたために，岐阜県側との関係を保持しつづけていた。

明治５（1872)年に滋賀県が設置されると，芹川上流の10ヶ村[36]とともに，杉・保月・五僧の３

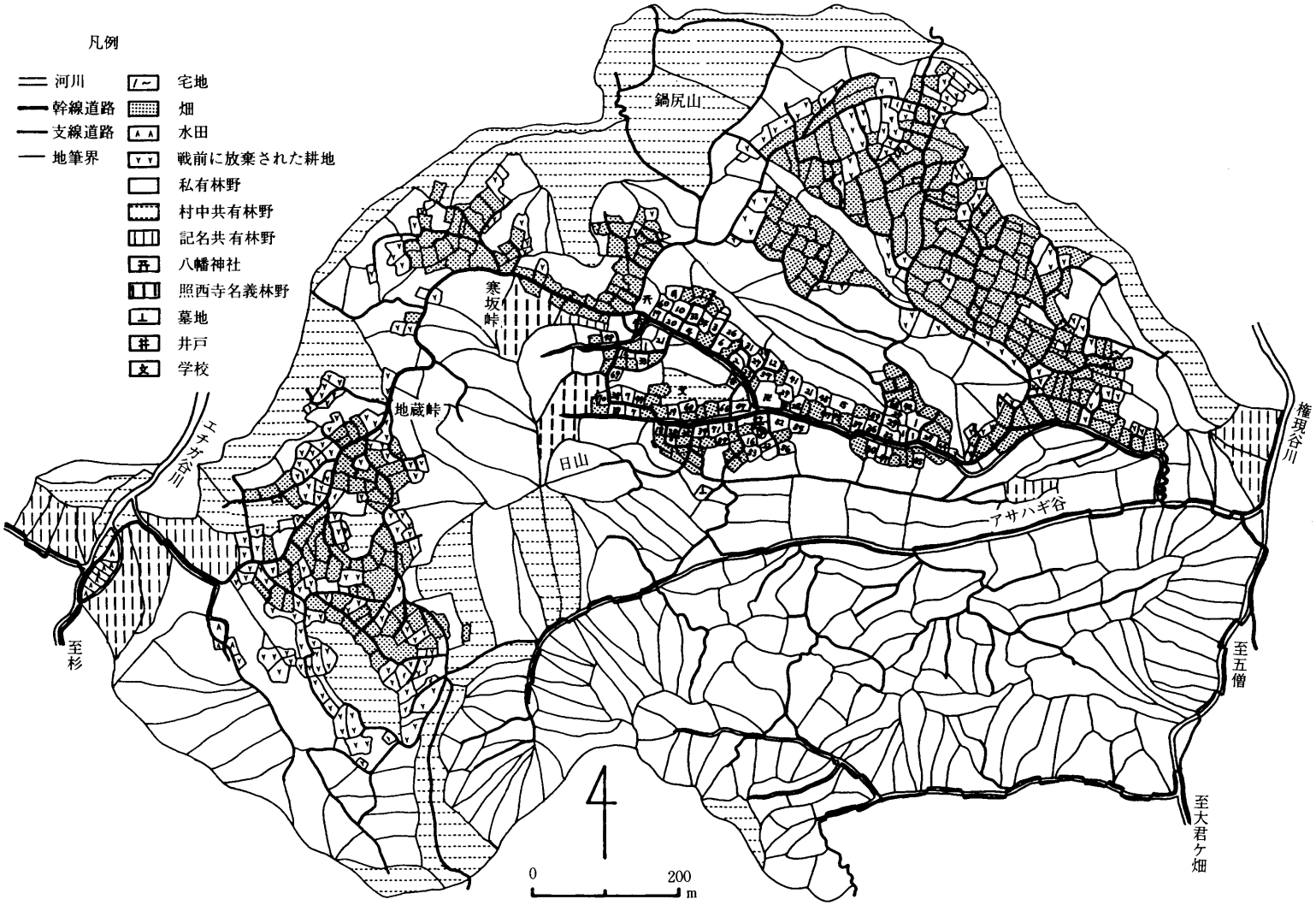

第4-2図　明治19年改正の犬上郡保月村番押絵図に基づく保月の土地利用図

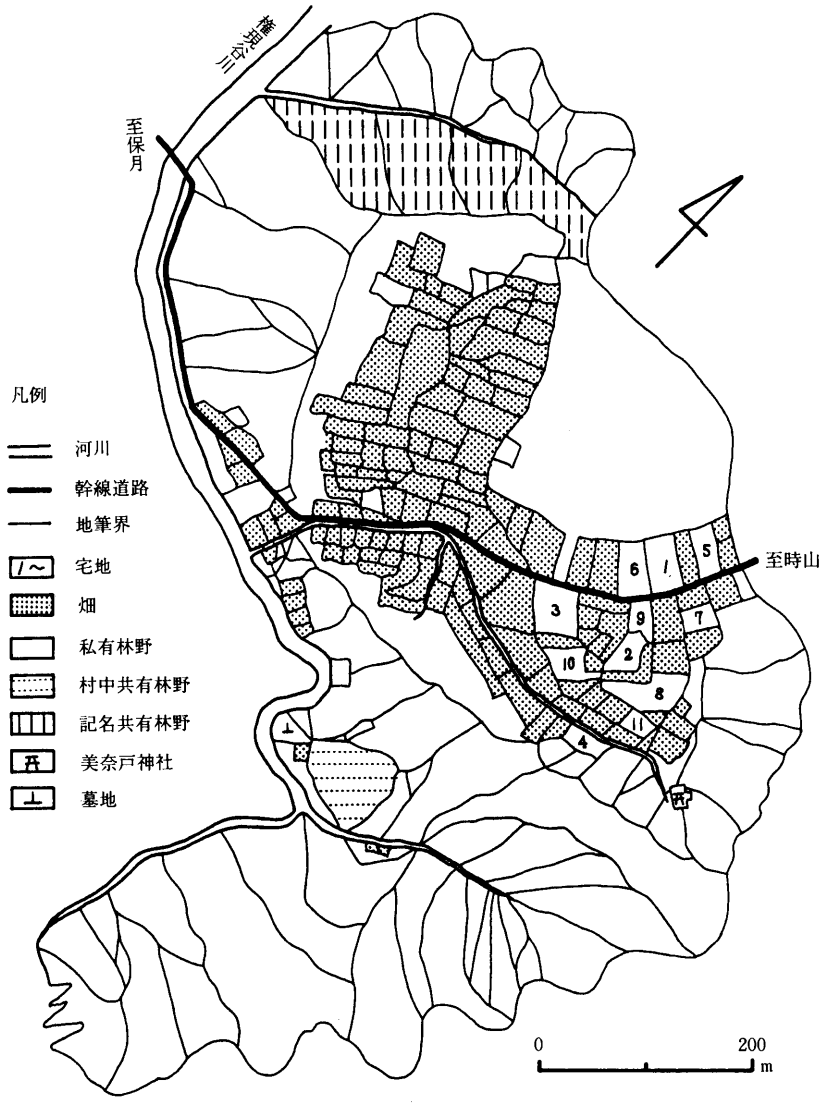

第4-3図　明治19年改正の犬上郡五僧村番押絵図に基づく五僧の土地利用図

村は彦根支庁第16区に包含されるが，同18（1885）年には両者が分離し，それぞれ別個に連合戸長役場区域を編成し，同22（1889）年の町村制でそれらがそのまま芹谷（せりだに）村と脇ヶ畑村になった。

その場合に，芹谷村の戸数は町村編成の標準規模にかろうじて達したが，脇ヶ畑村の戸数はその1/3にも満たない[37]。したがって，脇ヶ畑村の独立には行財政的に大きな問題があったとみられるが，結局は両地区間の地形的な懸隔と交通経路の違い，および文化系統の異質性[38]などに基づく機能的結合関係の稀薄さなどを配慮して，分離独立が認められたものと考えられる[39]。しかも，そうした分離志向は辺境性の強い脇ヶ畑村地区の側に強くて，1941年に芹谷村と多賀・久徳（きゅうとく）2村が合併して多賀町を設置した時にも，脇ヶ畑村では戸数が66戸にまで減少していながら，なおもそ

れへの参加を拒み，戸数が50戸を割った1955年[40]になって，ようやく合併の決断をするに至っている。

しかし，ここではともかく独立村の維持によって，町村自治体領域内における辺境化が阻止され，保月には行政関連施設が集積し，[41]この地区に制度的な地域形成機能が蓄積して，集落を単位とする一次的な生産・生活活動空間と，山麓の平地農村や地方都市との間に形成されてきた三次的な経済交流空間や宗教活動空間との中間に，その媒体的な二次的・制度社会的な生活行動空間が創出されてきた。その結果，それまでは県境外に生活行動空間を伸していた五僧[42]も，脇ヶ畑地区へのより緊密な統合を余儀なくされ，それによって近江側への社会的・経済的帰属関係を一層確実に定着させていくことになったものとみなされる。しかるに，この二次的な生活活動空間の中心をなした保月の著しい人口減少と政府の町村規模の合理化政策によって，1955年に町村合併が行われて，多賀町に吸収合併されるとともに，中学校，小学校，役場支所，郵便局などの廃止・閉鎖が進み，ついにこの二次的な媒体空間が空洞化して，集落空間と山麓地域が再び直接に接触することになり，その影響力を直に受けるようになるとともに，廃村化への道程をつき進むことになっていったものとみなされる。

(5)　生業構造と共同組織

五僧は3集落の中では農業への依存性がもっとも低く，滋賀県物産誌の明治11（1878）年の統計によれば，大麦・小豆の栽培面積が3反歩しかなく，ほかに牛蒡・菜種・桑などが1町7反歩作付けされていたにすぎない。かくして，米麦の不足をそれら換金作物の栽培や，養蚕・麻綛加工・製炭等で補ってきたが，[43]それらの構成は時代とともに変遷し，昭和初期以降になるとほぼ製炭業にのみ依存する状態[44]となってきた。

ただし，この製炭業も専業的に営むには各戸の山林所有面積が少なく，持山のみでかろうじて経営を維持できたのは1戸だけで，他は全て近隣集落の立木を買って成立させてきた。その経営は基本的には家単位で行われているが，炭焼き窯の築造には多くの男子労働力が集中的に必要となるために，戸数が少なくて，全戸が製炭を主業的に営む五僧では，築窯についてはムラ仕事として集落全体の共同作業としてきた。[45]また，販売面においては，統制時代を別にすれば，各戸が伝来の得意先に直接訪問販売をする個人取引きが中心であったが，担夫や荷車での長距離の搬出を必要としたので，その行程の大部分については共同で行動することが多かった。かくして，五僧ではかかる基幹産業部門における共同体制が大きな制約条件となって，戸数が固定し，さらに長期の遠距離出稼ぎも非常に少なくなっていたものとみなされる。

杉でも，明治初期には水稲5反7畝歩，大麦・大豆8反歩の作付けがあったにすぎず，その米麦の不足を補うために，五僧と同様の複合的な生業構造が編み出されていた。しかし，ここでは五僧に比べて換金農作物の比重が若干高く，製炭がかなり低かった。[46]また，出稼ぎなどの農林業外収入への依存度も大きかった。

そのうち，養蚕については，明治初期にはまだ桑葉をそのまま山麓の養蚕集落に出荷することが多かったが，その後は急速に集落内での掃立て量が増加し，大正期には繭が農業生産額の1/2～1/3を占めるようになった。しかし，ここでの蚕の飼養は夏蚕のみの一蚕で，昭和初年から養蚕戸数も減りはじめ，昭和5～6年の繭価の暴落と戦時中の食糧増産によって，完全に消滅した。かかる盛衰の過程については，五僧や保月の場合も同様で，養蚕業がこの地区の生活形態に及ぼした影響は一時的で，全体としてはそれほど大きなものではなかった。[47]

それに対して，杉では牛蒡が長らく主力作物としての地位を保ってきた。牛蒡は石灰質土壌の適地作物で，五僧や保月でも栽培され，芹谷地区の中腹緩斜面集落で産するものとともに，その品質の良さはすでに江戸時代からよく知られていた。明治以降は消費者の層も広がり，最も有利な商品作物となるが，[48] 五僧や保月では耕地面積や労働力などの制約を受けて，第二次世界大戦前の段階から自家用・贈答用[49]程度にしか生産されておらず，3集落の中では杉だけが出荷用の栽培を行ってきた。杉の牛蒡は，かつては彦根が最大の市場であったが，1935年に林道が開通してからは，正月用品として京都の中央市場へも送られるようになった。このうち，地方市場へは薪炭の場合と同様に，生産者が個々の得意先に直接に訪問販売をする個人取引きの形態をとってきており，京都市場向けには共同的な出荷体制をとってきた。ただし，その出荷形態も実際には共通の荷受会社の集荷トラックに一緒に積合わせをするだけで，生産者が個々に伝票を荷受会社から直接受け取る仕組みになっていて，基本的には庭売りとあまり異ならない。

牛蒡の場合には，品質による価格差が大きい[50]ために，この地方の中でも最高級品の産地を自負する杉においては，隣接集落とはもちろん，集落内においても真の共同販売体制をとることができなかった。[51] かくして，山地に特有な土地条件の局地的変化の大きさに災いされた形で，共同的な生産，出荷組織が発展せず，加えて収穫時に短期的に集中する重労働のために，各戸の栽培面積にも限度があって，[52] 結局は商品の均質化と大量生産が発展しないまま，市場でのシェアを維持していくことができなかった。なお，労働力の季節的配分を考えて，杉では夏野菜の「みの早生大根」の栽培も盛んであったが，[53] その出荷形態も同じであった。

一方，薪炭生産については，ここでは大抵が副業程度に営むだけで，それも平地に近い条件を生かして，木炭よりも薪のままで出荷することが多く，したがって，製炭の共同作業も五僧のように集落全体のものとはならなかった。かくして，このような生産活動における共同体的規制の緩やかな，どちらかといえば競争体的な産業社会構造のもとにおいて，明治末期における大量の海外出稼ぎ移民や，[54] 大正末期以降における大工・指物師などといった非農林業部門への転職者[55]の輩出が可能になったものとみなされる。

保月の場合には，戸数が多く，耕地が遠くに掛離れて存在するために，明治初期には大麦・小麦6町5反3畝歩，大豆・小豆4町2反6畝歩などと，麦・雑穀類の作付けが多かった。[56] したがって，ここではそうした常畑での粗放的な小規模自給的な雑穀作農業を中心としていたために，ここでも共同的組織の必要性は少なく，労働力移動に対する社会的規制があまり強くなかったものとみなされる。

そのことは製炭業についても同様で，保月では持山のみで専業的に製炭を営みうる世帯は皆無であり，所有耕地の少ない世帯の中に買山製炭を中心に専業化しているものもあったが，全体としてみれば副業的な製炭者が多かった。また，集落の戸数が多いこともあって，炭窯の築造作業などを集落全体の共同作業にすることはなかった。

しかも，ここでは，そうした粗放的な農林業経営を，杉にみられるような労働集約型の商業的農業に発展させることもなく，また農林業以外の生業に向うこともなく，その過剰人口を遠距離出稼ぎや離村によって解消する道が選ばれていったものと思われる。その上に，それらの離村戸や長期不在戸の土地資産は，その出稼ぎ的な感覚から，売却処分をされることが少なかったために，戸数が減少しても残存戸の資産規模の拡大にはほとんど寄与することがなかった。つまり，ここではその極限的な人口過密状態が，土地利用の段階的な集約化への余裕を与えずに，粗放的な土地経営から一挙に離村，放棄の段階へと移行することになったものとみられる。かくして，

大正末（1925）年には戸数が明治20（1887）年の71％にまで減少するとともに，耕地もまた荒廃が進んで66％にまで減少した。

なお，保月や杉にはススキ・ササ原などの草地が広く存在するが，地表水の欠如などによって，牧場化の試みも成功せず，[57] また茶も遅霜のために，明治以降は省みられていない。

(6)　共有財産と社会構造

A　共有林野の規模と管理形態

杉では，共有地として明治初期には隣接の桃原地籍に及ぶ村中名義の13町9反4畝歩[58]と，寺名義の5町6反1畝歩の林野があった。これは，後に名義上では個人分割されるが，[59] 実質的には記名共有地そのもので，所有や管理形態に変化はない。杉においては，この土地に早くから遂次植林を施してきていて，共通の臨時の大出費にはこの立木の売却金を充当してきており，廃村化に際してもその資金で寺の移築を行なっている。[60] 加えて，杉にはこれらとは別に，大正初期以降，隣接する平地の7つの農業集落と組合をなしている入会権地があり，[61] さらにそこからの収益金で購入した8集落の組合有林1町3反歩の権利も保有している。そのことによって旧脇ヶ畑村の中では杉のみが，山麓の平地農村との間に財産的な結合関係をもつという，特異な帰属領域関係を形成してきた。

かくして，杉においてはその比較的に経済的価値の高い共有林野の運営管理の面を通じて，強力な村落社会的な結合関係が維持されてきたものとみなされる。そのうえに，平地農村との間に財産の集落的な共有関係をもっていたこともあって，脇ヶ畑3集落の中では，最もまとまった形での同一町域内平地部への近距離集団型離村[62]によって廃村化したものと考えることができる。

これに対し，保月では明治12（1879）年に約25町歩の共有地が集落内の住民に均等分割されたといわれるが，[63] 明治20（1887）年ころにおいても「村中」名義，記名共有，寺名義で合計54町3反6畝歩の共有林野があった。[64] そのうち，昭和5年には脇ヶ畑小学校全焼後の再建費の捻出[65]のために26町歩が売却処分され，それまでに若干処分されていた分を合わせて差引いた29町6反8畝歩が，現在の共有林野面積となっている。その場合に，分譲の対象となったのは，分家・転入を問わずに集落内の全戸と，大正初期以来の全離村戸に及んだ。それに対して，集落内では家族構成が極端に悪化していた3戸を除く48戸と，離村戸では14戸中8戸が応じた。その各戸の取得面積は第3表のごとく，下層部では資金力を反映して少ないが，最上層部でも手控えが目立ち，[66] 階層序列の6～25位，なかでも21～25位の中間層の取得が多くなっていて，全体として階層間格差の調整の役目を果す結果になっている。なお，離村戸の8戸も平均して4反5畝歩を取得していて，それらが単に資産保留型離村という以上に，郷土への強い回顧性ないしは回帰意識をもっていたことが示されている。

なお，この分割後に残された共有地は大部分が草山で，寺名義の分を除くと，山林はわずかに6町9反歩にすぎなかったが，それも1949年に炎上した八幡神社の社殿の再建や，翌年の電化事業費の[67]一部を捻出するために伐採しており，その伐採跡地と草山・原野を合わせた18町2反4畝歩を核にして，1966年に脇ヶ畑生産森林組合[68]が設立されている。

かくして，保月ではその人口過密状態を反映して，早くから共有林野の個人分割が進められ，個人資産の強化と階層差の平準化に向けられてきた。そして，それによって，ここでは共有林野の権利・管理・運営に関する共同体的な規制が緩和され，しかも最終的にはそのほとんどを生産森林組合という近代的な管理・運営組織に編成することによって，住民をその維持に対する束縛から完全に解放することになった。その結果，保月では早期から長期間の遠距離出稼ぎや資産保

第3表　保月での昭和5年の共有地の一部分割における階層別の取得面積

	順位[1]	戸数（戸）	取得面積（町 反 畝 歩）				一戸平均（反 畝 歩）		
	1 ～ 5	5	1	9	7	20	3	9	16
在	6 ～ 10	5	2	6	6	23	5	3	11
	11 ～ 15	5	2	9	3	05	5	8	19
	16 ～ 20	5	2	3	3	23	4	6	23
村	21 ～ 25	5	3	8	9	02	7	7	24
	26 ～ 30	5	2	2	9	29	4	6	00
	31 ～ 35	5	2	3	0	25	4	6	05
戸	36 ～ 40	5	1	7	0	29	3	4	06
	41 ～ 45	5	1	6	4	09	3	2	29
	45 ～ 48	3	1	5	4	17	5	1	09
	小計	48	24	3	1	08	5	0	19
離村戸		8	3	6	2	07	4	5	06
合計		56	27	9	3	15	4	9	27

注）[1]昭和5年の在村戸で「村中」名義地を取得した者について、明治初期の林野所有面積の多い順に配列したものである。

第4表　旧脇ケ畑村の明治20年における集落別の経済的階層構造

地目	所有山林面積							所有耕地面積				
集落＼面積	0	1町未満	1町～5町未満	5町～10町未満	10町～20町未満	20町～24町未満	計	0	3反未満	3反～5反未満	5反～1町未満	計
杉（戸）	3	1	7	4	1	0	16	2	3	5	6	16
（%）	18.8	6.3	43.8	25.0	6.3	0	100.0	12.5	18.8	31.3	37.5	100.0
保月（戸）	7	16	39	13	1	0	76	9	20	26	21	76
（%）	9.2	21.1	51.3	17.1	1.3	0	100.0	11.8	26.3	34.2	27.6	100.0
五僧（戸）	1	0	1	5	4	1	12	1	9	2	0	12
（%）	8.3	0	8.3	41.7	33.3	8.3	100.0	8.3	75.0	16.7	0	100.0

資料：土地台帳による集計

留型の挙家離村が多出し，廃村化段階に入っても，移住地の選択が自由になり得て，杉のような集団離村の形態を取らずに，個別分散型離村が主要な形態になったものとみなされる。[69]

五僧では，共有地は明治初期にも「村中」名義および記名共有の山林が5町1反3畝歩と同畑地が1反9畝歩あつたにすぎない。そのうちの大半を占める記名共有の4町5反歩については，下層部の4戸が分割して名義人となり，各名義人にはその製炭用地として個人的な利用が認められてきたが，[70] 1966年に脇ヶ畑生産森林組合が設立された際には，集落の領分として共同出資されることになった。また，「村中」名義地は，1932年に分割売却されて消滅したが，その場合には最上層部と下層部に多く配分されている。このうち，最上層部の取得分については，多分に村役などに対する報酬的意図があったものと思われるが，その他の分については階層差の調整に向けられたようにみられる。[71] かくして，全体としては統制のとれた配分がなされたが，3集落の中では共有できる共有財産が最も乏しく，かつ早期に消滅したことによって，共同資金が不足し，社会的施設の不備[72]をも招く原因となった。また，それが廃村化段階において，杉などとは異なった個別分散型離村による消滅を遂げさせる原因の一つになったとみなされる。

それとともに，五僧では私有山林の約31％に相当する35町3反歩が，登記簿上では実際の所有者と名義人が相違していて，一見，記名共有地のような扱いになっていた。これは，1953年ころになって，関西電力の送電用鉄塔の建設のために，若干の土地売却を迫られたのを機にして，ようやく全面的に訂正されるが，その前近代的ともいえる特殊な土地登記形態が，ここにおいて久しく離村を抑制してきた重要な原因の一つになっていたものとみられる。[73]

B　経済的・社会的階層構造

経済的な階層構造を土地所有の規模でみると，第4表のごとく，明治初期にはいずれの集落においても突出した大資産家がいなかった。その後も，杉・五僧では戸数の変化が少なく，保月では戸数は減少したものの資産保留型離村が多かったために，土地を集積する階層は現われず，また外部資本による資産の部外流出もほとんどみられなかった。

これをもう少し詳細にみると，五僧においては短期転入の1戸を除けば，無産者がなく，また最上層には脇ヶ畑地区で最大の山林所有者がいたが，それも地主的階級となるだけの余裕がなく，全体として比較的に均等的な階層構造がみられた。

杉の場合にも，階層構造は比較的に均等的であったが，林野所有規模では1町歩未満層が4戸（25％，内，所有皆無3戸），耕地所有規模では所有皆無が2戸あって，やや下層部の占める割合が高かった。これらに対して，保月では大集落であるだけに，下層部の占める割合が一層高く，林野所有1町未満層が23戸（30％，内，所有皆無7戸），耕地所有皆無が9戸あって，かなり不安定な状態を呈していた。

こうした階層構造の特性と戸数減少過程との対応関係をみると，無産者のいない五僧の戸数がもっとも固定的であり，下層部の占める割合の高い保月の戸数が早くから減少を続ける形になっている。それに対して，杉においては，土地所有構造ではむしろ保月に似ているにもかかわらず，戸数減少過程では五僧に似た固定型をとってきているのは，集落の位置的好条件や社会的な相互扶助組織によってその階層的格差を補ってきたためとみられる。

集落の社会的な階層構造については，この場合には多賀大社の古例祭の頭人の選出と，旧脇ヶ畑村の村長の選出の仕方を通して，ある程度把握できるものと思われる。

多賀大社の頭人というのは，4・6・9月の古例祭の奉仕頭で，4月の頭人は大祭のために多賀講中より広域的に敬神家が選ばれるが，6・9月には犬上郡内の大字（集落）が定められ，そ

の中から徳望家が選び出されてきた。しかし，頭人に当ると多額の金銭的負担を要する[74]ので，大資産家のいない脇ヶ畑地区の3集落からは，まだ一度も4月の頭人を出しておらず，6・9月の頭人も，江戸時代には杉で2回，保月で3回出しているだけで，近隣の山地集落と比較しても相対的に少なかった[75]。ただ，明治以降は6・9月の頭人に当る大字が輪番的になったので，第二次世界大戦前には杉で3回，保月で6回，五僧で2回出しており，戦後は6月祭の頭人奉仕が廃止されたので回数は減ったが，五僧で1回，杉で2回出している[76]。

ところで，その各集落における頭人の選出方法については，各々の村落社会構造の特性を反映して，相当に差異がみられた。すなわち，杉においては2戸（家番号②⑤，家番号は明治20（1887）年の林野所有面積の順序によってつけ，以下①，②，③のごとく記す）の頭人株があって，それらが交互に選ばれている[77]。そのうちの②は林野所有面積において第2位に，また⑤は耕地所有面積において同じく第2位に位置しており，ともに経済階層的には上位にあったことはいうまでもない。ただし，その中には経済的に最上位を占めた①が含まれておらず，その選出方法を通して，杉には家格を重視するやや伝統的・因襲的な社会秩序が存在していたものとみなされる。しかも，ここではそうした集落内の社会階層的秩序が，耕地所有面積と林野所有面積の相方の序列にしたがって定まっている点で，農村的性格と山村的性格を併合した農山村的集落としての性格を担っていたものとみなされる。

これに対して，保月では①②④⑥③⑦の順に，ほぼ林野所有面積の序列にしたがって，極めて機械的・順序的に頭人が選出されてきていて，特定戸には固定していない。そのなかで⑤が飛んでいるのは，世帯主が合衆国へ出稼ぎに出ていて，長期間不在となっていたことによっている。かくして，保月にはかなり開放的で，合理性をもった社会秩序が存在していたものとみなされる。そのうえに，ここでは林野所有面積の順序にしたがって社会階層的な序列が決められている点で，杉よりも強く山村的集落としての性格を担っていたものとみることができる。

一方，五僧では戦前には①だけが選出されており，その特定戸への集中性において，杉よりも一層閉鎖的な社会秩序が存在していたものとみなすことができる。もっとも，戦後にはその前近代的な土地登記形態を整理し終えた1954年に，従来の選出パターンとは異なって，集落内の鎮守社の宮世話を代々勤めてきた[79]⑦が選出されている。

次に村長の選出方法についてみると，旧脇ヶ畑村では明治22（1889）年から大正6（1917）年まで杉・五僧・保月の順で村長職をたらい回しにし，杉の3巡目を越えた後から保月出身者が独占するところとなった。かくして，杉からは初代（1・2期連続）と5期，8期の村長を出した。その場合の初代には，明治8（1875）年の分家で，土地所有の序列では当時の実質的な居住戸14戸中の最下位から2番目に当る⑭が選出されている。これには明らかに最下層部に対する職場提供の意図が込められており[80]，そこには互助精神を重視する整然として統制のとれた社会秩序があったものとみなされる。それによって，⑭は2期8年間のサラリーマン村長となるが，以後はそれに対する批判から，経済力のある家が選出されるようになり，また1期だけの輪番制を守っていくことになる。したがって，5期目の村長には，前回とは対照的に経済的階層の最上層にあたった①が選出された[81]。また，8期目においても①が再選されるが，これについては多分にその個人的資質が買われた向きがある[82]。しかし，いずれにしても杉には頭人株と村長職が重複しない分業的な社会階層構造が存在した。

これに対して，五僧では3期と6期，および1943年の臨時村長代理の全てを①が引き受けている。その3期目の就任については，無産者の場合のサラリーマン村長化による在職期間の長期化

を防ぐ意味もあったと思われるが，ここでは頭人も村長職もこの経済階層の最上位の1戸に集中する形になっており，[83] その権威と統率力のもとに，集落戸数の長期にわたる安定が維持されてきたものとみなされる。かくして，この権威的な統率者が1967年に離村した後には，集落的な結束力がただちに失われ，分散離村型の廃村化が進行したものと考えられる。

保月においては4期と7期，および9期から1955年の町村合併までの村長職を占めることになった。ここでは，それらに⑭㊸⑫㉝⑦④㊱が選ばれ，合併後は㉜が保月支所長として勤務した。それらの中には⑦④のように頭人に選ばれたものもあるが，それは多分に偶然的ないしは例外的なものであり，基本的には集落において多数を構成する中層部からの選出が多い。すなわち，4期目の⑭は耕地面積では第1位にあって，経済的には上位に位置していたが，[84] 所有林野が少ないために頭人には選ばれていない。そうした地位の弱さもあって，明治34（1901）年の小学校校舎の新築事業に対する村内反対派を抑え切れずに，任期半ばで辞職しており，[85] 保月で村長職についた家としては最も早く，1930年に京都へ離村している。7期目（明治43(1910）年～大正3(1914）年）の㊸は土地資産規模では中層部に属するが，宿屋の経営者で，道路改修問題が村の最大関心事となってきていた時期[86]だけに，生業的にみて適任者であったとみられる。9期目の⑫，10期目の㉝も中層部に属し，いずれも頭人には当っていない。このうち，9期目については五僧が辞退し，10期目については，杉からの選出の番であったが，杉でも元村長を勤めた①の戸主が過労のため既に病死していたうえに，その後継者が海外出稼ぎ中であったために，長距離通勤に耐え得る家がなく，結局，役場所在地の保月から代役で出ることになったものである。

その後，11期目に就任した⑦は1925年から1943年まで臨時と正式4期を連続で勤め，その間の1933年には頭人にもなっている。この長期の就任については，個人の人望や行政手腕が買われたことと，この時期には地方自治体としての郡制が廃止され，職務に精通した職業的村長が必要になってきたことによっていたと思われる。[87] なお，その階層については，就任当時の資産状況では中層部の上位にまで下っていたが，明治初期の林野所有規模の順位では頭人の当り番になってきていたために，偶然に村長職と頭人が重複した。そして，保月ではこの1933年の頭人を最後に，上層部からの離村者の続出によって頭人の順番が崩れ，以後には出るものがなくなった。その次の15期目に就任した④は，かつて頭人に選ばれた家であるが，傷痍職業軍人として帰村し，農林業に従事できずに村役場に勤務していたもので，それに対する職場提供の意図が込められていた。また，それが公職追放に遭って辞任した後，町村合併までの2期を勤めた㊱も，明治中期の分家で，中層部の下位に位置していた。[88]

かくして，保月では杉や五僧に比べて極めて開放的で民主的な社会秩序がみられ，その自由さと，そこから生まれた集落社会に対する好感情が，ここに早くから多くの長期出稼ぎや資産保留型離村を生じさせた理由の一つとみなされる。そして，それによって脇ヶ畑生産森林組合のごとき近代的に共同土地管理組織の設立も可能となり，[89] 廃村後の郷土保全体制を確立する見通しがたつことになった。その結果，廃村化段階に突入しても，移住地を自由に選択する個別分散型の離村が進んでいったものとみることができる。（続く）

文献・注

1）地理学の分野でも，山口源吾（「奥越山地における西谷村の完全廃村化への過程」，人文地理22－4，1970，pp. 66～81）は行政村の廃絶を廃村，とくに完全廃村として扱っている。また，社会人類学の米山

俊直（『過疎社会』，ＮＨＫブックス，1969，p. 214）は「ムラ」的結合を喪失した社会を「過疎社会」とし，廃村と同義的にとらえている。

2）谷岡武雄「集落地理学の方法論的反省――戦後のヨーロッパに於ける農村集落研究の動向」，人文地理５－４，1953，pp. 302～315。

3）坂口慶治「廃村(Wüstung)の研究」，人文地理20－６，1968，p 52。

4）国政レベルでは，1965年に山村振興法，1970年に過疎地域対策緊急措置法の制定があり，1972年以降は毎年，自治省，国土庁から『過疎白書』が刊行されるとともに，ジャーナリズムでも、今井幸彦（『日本の過疎地帯』，岩波書店，1968），中国新聞社（「中国山地（上，下）」，未来社，1968），結城清吾（『過密・過疎』，三一書房，1970），池上徹（『日本の過疎問題』，東洋経済新報社，1975）をはじめ，多数の著書が出版された。

5）とくに農林経済学，農村社会学，人口学，人文地理学，民俗学，文化人類学，家政学，農村計画学などの立場から積極的なアプローチがなされてきた。

6）島恭彦（「過密と過疎の意味するもの」，住民と自治１月号，1969，pp. 12～21），蓮見音彦（「いわゆる過疎問題の構造」，地域活動研究３，1968，『日本農村の展開過程』，福村出版，再録，pp. 132～150），安達生恒，「過疎とはなにかーその概念・問題構造・農業の変化について」，農業開発１，1968，pp. 75～95，同「過疎の進行と対策の新しい視座」，経済評論10月号，1971，『現代のエスプリ66』，至文堂，1973，pp. 184～194再録），大貫俊「「過疎」考」，法政大学地理学集報１，1972，pp. １～８），矢田俊文「戦後における「過密」「過疎」形成のメカニズムについて」，『商品生産の転換にともなう「過疎」地域の形成・変動』，広文社，1973，pp. ７～10）など，経済学，社会学，経済地理学の分野に，この立場をとる研究が多い。

7）Brünger, W. 「Einführung in die Siedlungsgeographie」, Heidelberg, 1961, s.177 ～ 182。

8）坂口慶治「近畿内帯山地における廃村化とその自然的条件についての分布論的考察」，『日本の農山漁村とその変容―歴史地理学的・社会地理学的考察』，大明堂，印刷中。

9）辻村太郎『日本地形誌』，古今書院，1929，pp. 241～242，田村幹生他「滋賀県の古生層」，滋賀県自然保護団体編『滋賀県の自然』，1979，pp. 133～149。

10）宮村学，三村弘二，横山卓雄『彦根東部地域の地質』，地質調査所，1976，p．１および地質図。

11）滋賀県民俗学会編『米原町樽ヶ畑の民俗』，1966，p．19。

12）杉本寿『農山村経済の基礎的研究』，弘文社創立事務所，1944，p．57。

13）橋本鉄男「滋賀県の木地師の習俗」，文化庁文化財保護委員会編『木地師の習俗Ⅰ』平凡社，1968，pp. 29～32。

14）五僧には，元禄13年の火災まで「駒の立ち次第，器地の運上を取り立てうる」との許し状があったといわれ（多賀町史編纂委員会編『脇ヶ畑史話』，1972，p．14），芹川河谷の中村には大正14年にアメリカに移住した藤本家が，それまで惟喬親王の烏帽子箱というものを所持していて，木地屋の末裔の証しとしていたり，樽ヶ畑にも親王の衣その他の文書を所蔵したといわれる家があって，親王の本屋敷，一ノ御門，二ノ御門などの地名が残っている（橋本鉄男「滋賀県の木地師の習俗」，文化財保護委員会編『木地師の習俗Ⅰ』平凡社，1968，pp. ８～９，p. 24）。

15）落合，男鬼には木地屋が宿をとり，盆や椀を作っていたという言い伝えがあって，各家庭にその製品が残されているが，道具は全くないとか，上丹生では寛永以来といわれる仏壇の素地や木工製品の製造が盛んであるが，木地屋についての伝承はない（滋賀県民俗学会編『米原町樽ヶ畑の民俗』，1966，p．４）といつた状態である。

16）自給用穀類としては麦，稗，粟，黍などがあり，商品作物としては，里芋，馬鈴薯，菜種，牛蒡，大根，大豆，小豆などがあった。その中では，牛蒡がとくに優良品として「多賀牛蒡」の名で知られ，近隣の城下町の彦根などへはもちろん，明治以降は京都へも直接出荷されてきた。

17）全体的に石灰岩地帯という森林群落の成立には厳しい制約条件があるために，人為的な影響を強く受けていて，標高500ｍ付近でケヤキ林やコナラ・タヌギ・クリ林，600ｍ以上でコナラ・クリ・ミズナラ林になっているが，そのミズナラ帯も本来はブナ・ミナズラ帯になる可能性をもちながら遷移を停止しているとみなされるし，標高800ｍ以上の霊仙山，鍋尻山，高室山などの石灰岩山地の頂上ではササ原やススキ原となっていて，森林が形成されていない（村上宣雄・本郷次雄・村瀬忠義・坪居直行，「湖東三山の植生」，『湖東三山地域学術調査報告書』，1975，pp. 29～51）。かくして，ここでは森林は一度破壊されると，その復元が容易でなく，それが木地屋の活動をも規制してきたものと考えることができ

る。なお，この衝上地塊山地における多賀町域内の1979年の集計によれば，人工林率は約45％に達しているものの，その大部分は最近15年以内の植栽分で，樹齢30年以上のものは極めて少なく，それがまとまって存在する所は，明治33年に犬上郡が下流域に対する治水と水源涵養のために地元と分収林契約を結んで，大正４年まで逐次に造林してきたもので，やや特殊な事情下にあった場所に限られる（坂口慶治「鈴鹿山地北部における―峠集落（五僧）の廃村化過程と移住域」，歴史地理学紀要23，1981，p.198)。

18）ほぼ方形の明瞭な卓高原型山地をなす保月地塊地区では，高原面の四周が緑色岩からなるメサ状の小平担面（標高600～700ｍ）に縁取られ，その中に約10ヶ所に分れる大型のポリエ状の凹地と，鍋尻山（標高838ｍ），高室山（800ｍ），日山（740ｍ）などの残丘状の小突起がある（水山高幸・坂口慶治「鈴鹿山脈の隆起準平原」，『空からみた自然景観』，大明堂，1982，pp. 40～41)。そのうちで，保月の集落が立地する凹地には，井戸では水が出ないが，チャート質の日山から流出してくる山水を竹桶で随意に引水し，その溜り水を桶で各戸に運んでいた。また，杉では集落背後の石灰岩地の小谷（堂ノ谷）の奥部に出る僅かな湧水を利用していたが，明治初期にその谷口に共同井戸を堀削し，昭和初期以降には，さらに個人井戸が増えて，井戸水の利用を主とするようになっている。

19）伊勢湾台風の時には，杉では集落の南の凹地のドリーネ地帯（岩水・久保・釜ヶ谷・鉢尾・西久保などの地名があり，畑の中に突然直径３ｍ位の穴を生ずることがある）の最奥地の畑の中から水が噴き出し，集落前面の畑を浸水し，道路沿いのやや低い位置にあった２戸の床下まで水が入った。保月でも石灰岩の山に囲まれているために鉄砲水が出るので，宅地は谷沿いを避け，山麓斜面に集まっている。ただ，五僧の場合には上流側に石灰岩地域がなく，かつその集水面積が狭いので，細流ながら比較的に水量が安定しているので，浅い水流に沿うて宅地が集まっている。

20）五僧では元禄13（1700）年と昭和11年に大火があり，昭和11年の場合には11戸中９戸が全焼した。杉でも明治44年に14戸中10戸の民家と寺を全焼し，保月でも寛文８（1668）年に八幡神社，大正12年に脇ヶ畑小学校，昭和３年に３戸の民家，昭和24年に７戸の民家と廃家１棟および八幡神社の社殿と社務所を全焼している。

21）多賀町史編纂委員会『脇ヶ畑史話』，1972，p．11～13。

22）『滋賀県物産誌』，『滋賀県市町村治革史第５巻』，1962再録，pp. 639～640。

23）『滋賀県物産誌（明治11年統計)』では，杉の耕地は畑12町３畝27歩，田５反７畝15歩とあるが，ここでは明治20年ころの土地台帳に基づいて集計し，その中から隣接集落の向之倉が耕作権をもつ室ヶ谷の耕地５町反歩を除き，一方，保月地籍にある杉の経営地１反１畝歩を含めている。また，保月の耕地は『同物産誌』では畑26町４反４畝６歩，田１反１畝５歩とあるが，ここでは土地台帳の集計の中から杉の経営地１反１畝歩を除いてある。同様に，五僧の耕地は『同物産誌』では畑２町５畝17歩となっている。

24）保月では，宅地と同じ凹地にある耕地は３町３反６畝歩（保月耕地の11.7％）にすぎず，それらは１筆地の平均が１畝27歩に細分されていた。これに対して，集落の北東部に隣接する鍋尻山山麓の凹地に11町６反２畝歩（保月耕地の40.5％，１筆地平均３畝15歩），集落の西部に隣接する寒坂峠（標高638ｍ）の西の凹地に２町３反３畝歩（保月耕地の8.1％，１筆地平均４畝16歩），さらにそれより西の地蔵峠（同640ｍ）の西に11町３反7畝歩（保月耕地の39.6％，１筆地平均５畝17歩）があった。

25）切替畑は保月に１反８畝歩（５筆）あっただけである。なお，大正14年に，杉地籍の中で５町５反２畝歩（22筆）の切替畑が開かれているが，これは隣接集落の向之倉の耕作権地であって，その住民が植林地前作地として畑を営んだものである。

26）『滋賀県物産誌（明治11年統計)』では，杉の山地，雑地の合計は188町５反２畝歩となっているが，ここでは土地台帳の面積から隣接集落の向之倉の共有地118町３反３畝歩と，同私有地１町１反１畝歩を除き，一方，隣接の桃原地籍に属する杉の共有地５町３反５畝歩を含めている。また，保月の山地，雑地の合計は『同物産誌』では303町２反９畝歩となっているが，台帳面積から五僧集落の住民の所有地９町９反６畝歩と，隣接の河内地区住民の所有地１町５反歩を除いている。同様に，五僧の山地，雑地は『同物産誌』では111町８反９畝13歩となっているが，ここでは台帳面積に五僧住民が保月地籍において所有している９町９反６畝歩を加算してある。

27）五僧峠はこの付近においても，犬上川北谷に沿う国道306号線の鞍掛峠（標高791ｍ）に比べて，約300ｍも低い。しかし，峠から美濃側の谷頭集落である時山（ときやま）までが比高260ｍの急坂となっており，また近江側の芹川上流の権現谷があまりに険阻であったために，結局，今日まで自動車道路が通じないままとなった。

28) 小牧実繁・川合重太郎・宮畑己年生・小林博「鈴鹿山脈西縁山村の研究—脇ヶ畑村の場合」，滋賀大学学芸学部紀要5，1956，p．82。

29) 彦根周辺の行商人が一反風呂敷に呉服・雑貨・日用品などを背負って通り，また彦根の仏壇売りや多賀大社の札売りなども通って，山麓の栗栖にはそうした荷負いを専業にする者もいた。さらに月に1～2度は湖東の博労が10～70頭の近江牛を連れて美濃方面に通過していった。一方，明治初期までは美濃側の時山の木炭が一部彦根にまで運ばれ，五僧の住民はその運搬にも従った。その後も高宮の恵比須講や多賀大社の祭礼には美濃方面からの参拝者の列が続き，保月の婦人達が茶菓子や日用品を売る臨時の小店を出して，結構忙しい商いもしたといわれる（〔注21〕pp．13～14，〔注28〕および杉の西山喜代一，若林新一，保月の筒井庄次，五僧の西川孫七，井戸甚松氏等の談話による）。

30) 注28)，pp．80～82。

31) 宿屋は民宿形式で屋号を北村屋といい，100人程度収容できたといわれる。質屋は宿屋と道をはさんで南側にあった。（〔注21〕，p．13)。

32) 地元では，五僧越えの道は，多賀大社の祭神伊邪那岐・伊邪那美両神が伊勢の石榑から美濃を経て近江に鎮座する経路になったと伝承しており，今も多賀大社の四月の古例祭（大祭）には栗栖の御旅所（調宮）へのご神幸があり，その神輿を担ぐのは芹川以南の山間集落の若者であった。これは，多賀大社のもとの宮居が栗栖，栗栖の以前が杉坂峠，その以前が保月の亀山であったことによるといわれている（景山春樹「多賀信仰と多賀曼荼羅」，『多賀大社叢書論説篇』，多賀大社，1977，p．233)。

33) 注22)，pp．2～5。

34) 明治31年には中山道沿いに近江鉄道も開通し，さらに大正時代には八重練より先きの平野部で大八車の使用が盛んとなり，昭和10年には杉坂峠より先きの急崖にも車道が開設されるなどして，表玄関を完全に湖東平野側に向けるようになった。

35) 注22)，pp．26～29。

36) 水谷・後谷・屏風・桃原・向之倉・甲頭倉・河内（下・中・宮ノ前・岩原）・落合・今畑・入谷の10村である。なお，このうちの落合・今畑・入谷の3村は明治7年に合併して霊仙村となるが，杉・保月・五僧の3村については，その時点ではまだそうした合併問題は生じなかった。

37) 明治21年の内務大臣訓令による町村合併の標準規模はおよそ300戸以上となっていた（京都立総合資料館『京都府市町村合併史』，1968，p．159）が，ここでは明治22年の戸数が不明であるために，明治11年の戸数規模でみると芹谷村は320戸となり，脇ヶ畑村は94戸にすぎなかった。

38) この地区の住民は，薪炭・農産物の直接訪問販売を通じて，彦根付近の住民とは久しく交渉を重ねてきたが，言葉，訛，風俗等の違いから，長らく違和感をもって接しられてきていた（橋本鉄男「滋賀県の木地師の習俗」，『木地師の習俗Ⅰ』，平凡社，1968，p．20)。

39) 明治行政村は，従前の単なる行政区と異なって，自治機能を担わされた政治領域としての性格をもち，したがってその村域の設定には，ある程度の同質性と，住民の日常的な生活行動空間にの整合性が求められ，おのずと狭域的に限定される領向を示した（坂口慶治・水山高幸・小谷聖史「地方自治体における狭域単独町の維持要因と問題点」，『町村の広域化と地方自治』，古今書院，1980，p．260)。

40) 行政統計では，1940年に69戸，1955年に61戸なっているが，住民登録戸数と実態との間には若干の差異があった。

41) 明治16年に晩成学校（同25年脇ヶ畑小学校)，明治30～大正4年に巡査派出所，明治41年に脇ヶ畑農会，昭和3年に薪炭組合，昭和16年に電信電話取扱所，脇ヶ畑森林組合，昭和22年に脇ヶ畑郵便局，脇ヶ畑中学校（同23年犬上東中学校脇ヶ畑分校）などが次々に設置された。

42) 五僧は3集落の中では，滋賀県側からはもっとも隔絶された最奥地集落であるということと，岐阜県の時山の出郷といわれた事情などもあって，言葉の訛やアクセントも保月や杉とは少し異なり，時山の方言に近いといわれるなど，元来は脇ヶ畑地区民としての民情的な一体感がやや薄かったものと思われる。そのために，通婚域についてみても明治初期から全面廃村時までの入婚（入婿）者は，33例（再婚2例を含む）のうち集落内のものが23で，次いで杉3，保月・時山・河内・宮前・大君ヶ畑・萱原・米原・近江町各1となっており，杉・保月からのものが少ない。

43)『滋賀県物産誌（明治11年統計)』，〔注26)〕p．639，によれば，繭5石（125円)，麻綛110貫（56円)，木炭，1,000貫（46円）の生産高をあげ，繭は現彦根市鳥居本，麻綛は同高宮，木炭・菜種（1石2斗）は彦根へ出荷されていた。その他，ワサビの栽培もあったとされる。

44)『脇ヶ畑史話』，〔注21)〕pp．43～44，によれば，脇ヶ畑地区全体の木炭生産量は次表のごとくなっており，

その内，五僧の生産高は昭和29年には約9,000俵（36,000貫）にのぼったとみられている(〔注28)〕p．87)。

注別表　旧脇ケ畑村の木炭生産量

年次（年）	生産高(貫)	生産額(円)
明治　44	3,300	347
大正　4	23,000	
8	24,000	7,269
12	45,000	17,100
昭和　2	40,575	11,362
6	28,970	4,635
10	30,670	5,214
14	48,795	18,254
29	80,000	6,000,000

資料　多賀町史編纂委員会(1972):『脇ケ畑史話』pp.43～44

45）炭窯の耐久力は3～10年位であるが，毎年新しい窯を作った方が良質の木炭を焼くことができる。しかし，その築造には場作り，木立て，かま打ちなどに2人掛りで15日間，延30人手間の大仕事となるため，通常は男10人位で作成に当り，したがって7～8戸で手間替えを組むことが多い。

46）『滋賀県物産誌』，〔注26)〕p．640，によれば，繭9.5斗・桑葉300貫（124円），麻総190貫（96円），木炭550貫（21円）の生産額をあげ，繭は鳥居本，麻総は犬上郡近郷の仲買商，木炭は彦根・高宮，菜種（7石5斗）は彦根へ出荷されていた。なお，昭和29年における木炭生産高は約2,000俵（8,000貫）と推定されている（〔注28)，p．87)。

47）注28)，p．85。

48）「番傘の幅だけ作って番傘が買えるのは牛蒡だけ」といわれ，明治時代には1貫目1束の牛蒡が玄米2升と交換できた。江戸時代には，もちろん自給作物の栽培が中心で生産量も限られ，また消費者も武家などの特権階級に限定されていたが，明治以降は消費者も庶民にまで広がり，一般農村で米などとの交換も容易になった。ここでは，土壌・気候条件が牛蒡栽培に適しただけでなく，傾斜畑が収穫作業に好都合であった。

49）戦前には，木炭の得意先には歳暮に牛蒡を贈り，正月にはその返礼に招待を受ける前近代的な取引きを保っていた（注28)，p．87)。

50）芹谷地区の屏風集落から京都中央市場に共同出荷された牛蒡の場合でも，15kg当りの価格が昭和49年4,300～6,500円，51年5,000～9,000円，52年5,800～11,500円，53年12,500～14,800円，54年6,000～7,500円（京都青果合同株式会社扱い）といった値幅がついていた（屏風農業組合資料)。

51）牛蒡の品質は，畑地の条件や栽培方法と，とくに収穫後の保管の仕方によって著しい差が生じる。隣接の桃原は大集落で，この地方の最大の生産量をあげるが，それだけに収穫後の保管方法に問題があり，品質が落ちる。それに対して杉では，生産量が少ないだけに出荷前日に収穫をして，鮮度を保っているために値段がよく，それだけに桃原などとは共同出荷体制を組めなかった。坂本英夫も和歌山県の柑橘栽培地において，伝統的に逸品を生産している有田地方のミカン作り農家が共販活動に消極的であることを指摘している（坂本英夫「柑橘産地内部の地域構造に関する試論」，人文地理20－3，1968，p．12)。なお，芹谷地区の屏風集落では，各戸間の品質差を無視して，単に出荷量だけで収益金を分配しているが，この場合には選果を商人の手に委ねているので，ただの前近代的などんぶり勘定になっているにすぎず，結局，生産量がそれほど多くないことと相まって，むしろ原始的な共販体制段階にとどまっているものとみなしうる。

52）重い粘土質の風化土壌を掘り起こす牛蒡の収穫作業は大変に重労働であるために，1戸の栽培面積としては3～6畝歩が限度となり，その生産量も400～800kg程度となっている。

53）7月中旬～8月中旬に大根おろし用として出荷するもので，戦時中から昭和45年ころまで，杉がこの近辺における中心的産地となり，1日の出荷量も杉全体で1,000kg程度に達していた。

54）明治32年から主としてカナダへの出稼ぎが始まり，明治末年までに在村14戸中，7戸から世帯主や後継者が海外に出た。かかる海外出稼ぎは，和歌山県日高郡旧三尾村（通称，アメリカ村）の移民開始よりも早い明治19年に，彦根近郊の琵琶湖々岸の集落から移民を送りはじめ，ついにこの脇ヶ畑地区の所属する犬上郡が滋賀県下における移民最多送出地となっていった（谷岡武雄「湖東移民の地理的考察」，立命館大学人文科学研究所紀要14，1964，pp. 129～145）ことの影響を受けたものと考えられる。

55）大正期以来，大工2戸，指物師1戸があり，おもに集落外の仕事に応じてきたが，それらの技術は多賀および彦根で習得してきたもので，山地の木地師や木挽きの技術系統とは無関係であるばかりでなく，材料についても何ら自給するものではなかった。

56）保月では，米の代用として，伝統的に大豆が多く作られ，天明7（1787）年の御物成37石5斗のうち，29石3斗余を大豆で納めている。また，神社の初穂も豆初穂といって，米ではなく大豆を用いた。また，小豆も保月のものは皮が薄く，肉が厚く，しかも色が赤いので三拍子揃って評判が良かった『脇ヶ畑史話』，（注21）p．46)。また，米麦の不足を補うために，『滋賀県物産誌』によれば，桑葉2,670貫，牛蒡1,000貫，菜種5石，繭2石（50円）麻緒800貫（250円），木炭2,000貫（100円）をあげ，他に木挽きなども営まれていた。なお，桑葉，繭は鳥居本，麻緒は高宮，牛蒡・木炭・菜種は彦根へ出荷されていた。

57）保月では，昭和初年に彦根の精肉店と契約して，鍋尻山中腹の共有草地で牧牛を試みたが，水がなく一夏で中止した。また，杉では昭和10年頃まで預り牛と称して，わずか4～5戸ながら，各1頭ずつ高宮近辺の大百姓から，田植え作業で疲労した牛を夏季の約3ヶ月間保養させるために預り，1頭につき米2斗～1表を謝礼として受け取っていたが，車道が開通してからは，収入のよい製炭や夏野菜の栽培に取って代わられた。

58）桃原地籍に5町3反5畝歩がある。これは，昭和41年に保月を中心にして設立された脇ヶ畑生産森林組合に現物出資されている。なお，残りの8町5反9畝歩も土地台帳には明治26年まで桃原村有と誤記されていて，その間に桃原村にかかった地租分については，毎年杉から桃原年貢といって支払われていた。

59）「村中」の名義分については，法規上の理由によって大正14年に個人名義に変更され，「光明寺」名義分については，大正末期より住職が兼任となって，常時には無住寺化したために，昭和15年に個人名義に変えられた。

60）明治44年の大火（14戸中10戸が全焼）によって焼失した寺の再建や，昭和8～10年の車道建設，昭和25年の電化事業による多額の地元負担金のうちの共通経費部分，昭和30年の防火用水池の建設，および昭和36年の親鸞上人700年大遠忌法要のための寺の庫裡の建て替えなどの費用を，これによって賄っている。ただし，共有林がそれほど潤沢ではないために，明治44の大火による個人家屋の再建費や昭和46年前後の集団離村における各戸の移転費等についてはもちろん，大正13年の脇ヶ畑小学校校舎全焼後の再建分担金なども，個人の負担にしてきている。

61）土地台帳においては杉地籍に所属しながら，隣接の中腹斜面集落の向之倉が飛地的に所有していた向之倉の共有地で，地積が114町8畝歩ある。これを対象にして，明治44年に犬上郡が下流域の洪水対策と水源涵養のために，100年間の地上権を設定し，大正4年まで5年間をかけて植林し，いわゆる郡林をつくった。しかし，ここには近世以来，隣接平地の8つの農業集落（多賀・土田・中川原・日之木・一円・久徳・八重練・大岡）が柴下草刈に入っていたために，それらが入会権を主張し，また杉もその通過地に当るうえに，地籍領内にあった関係から，同様の主張を行ない，裁判に持ち込まれた。結局，この問題は県会議員の斡旋により，郡から支払われる1町歩当り1円50銭の地料金のうち，7/10を向之倉へ，残りの3/10を8集落に配分することで落着したが，この時，多賀と土田が裁判費の償還費をもちかねて組合を脱退し，その代りに杉と，後に杉が廃村化時に集団離村の移住先とする平地集落の木曽が加入することになったものである。なお，この山林の経営は大正11年から犬上郡町村営林組合に引き継がれ，昭和12年には彦根市の誕生によって彦根市犬上郡町村営林組合に，さらに昭和46年には豊郷村の町制施行により彦根市犬上郡営林組合へと名称を変更している。しかも，昭和40年からは地料金制を分収林制に変え，収益金の6/100が土地所有者の向之倉に交付され，そのうちの3/100を杉など8集落が受け取るようになった。ところで，かかる郡林の形成と林業雇傭機会との関係についてみると，大正初期までの植林期間中には脇ヶ畑地区からも多くの人夫（日当は男子50銭，女子30～35銭）が出たが，その後はおおむね完成林となって労力を要せず，ようやく一部において伐出が始まる昭和38年から林業労働者

が求められるようになった（彦根市犬上郡営林組合『郡林から組合林へ』，1971）。

62）昭和46年に多賀町が木曽地区に造成した過疎対策団地に入居したのは杉4戸，保月3戸，五僧3戸であったが，そのほかに既に他所に離村していて再転居してきたものが杉より3戸，保月より1戸あって，杉では合計7戸がここに集団入居している。また，これとは別に杉では同じ多賀町内に3戸が集団居住しており，それらは共にムラ付き合いを継続している。したがって，杉ではこれらの集団から離れて個別に彦根市へ中距離転居したのは，離村12戸のうちの僅か2戸にすぎない。

63）注28），p．85。ただし，その分割の場所や分割の理由については不明である。

64）共有地の内訳けは，「村中」名義地32町7反3畝歩（内，草山26町2反7畝歩），記名共有地18町8反6畝歩，照西寺名義地2町7反4畝歩であった。

65）大正13年に焼失し，同14年に新校舎が竣工落成した。工費7,196円と別途に労働人夫1,600人（価格2,400円）および材木120本（価格480円）が村民の寄付として提供された（注21），p．51）。この校舎の再建費は，杉や五僧では個人に負わせていたが，保月では経済的な階層差がやや大きいうえに，とくに貧困層が多かったために，集落単位で一括処理を計ることにしたものである。

66）明治・大正期に多賀大社の古例祭の頭人として選出された上層5戸（家番号①②③④⑥）の平均取得面積は2反2畝歩にすぎなかった。

67）電線については関西配電が戦災地から引き上げてきた古電線を使用するなどしたが，地元負担額は1戸平均15,800円の現金と電柱3本，労務20日以上になった。

68）昭和39年ころから，保月では経済力向上の方途として，製炭から用材林業への林野利用の組織的な転換が模索されるようになり，差し当り共有地の植林が急務と考えられるようになった。しかし，すでに戸数規模が25戸前後となってる保月では，もはや自前でそれを実行できる状況にはなく，結局，当時新しい植栽適地を求めていた彦根市犬上郡営林組合にその経営を依託することにしたものである。ただしかし，それには保月の共有地だけでは狭隘にすぎるため，その隣接の私有地（69町4反5畝歩）を合わせて，脇ヶ畑生産森林組合に組織しようとした。その場合，その中に含まれる五僧の8人の所有地4町4反2畝歩と，保月からの離村者19人の保留地25町9反3畝歩についても，協力を受けることが必要であった。離村者にとっては，その保留地を提供することによって，共有地に対する権利をも明確化できる利点もあり，極めて協力的であり，五僧の所有地からも権現谷林道の延長が条件になっていることもあって，一応協力を得た。ただ，五僧地籍の土地については，五僧の住民が製炭業を主業にし，それにまだ未練を残していた状況から，五僧が集落的な協力分として，その記名共有地4町5反歩を出資したにとどまり，杉地籍の土地についても，そこでは個人経営的な志向が強くて，集落としての付合い上，その記名共有地5町9反4畝歩が出資されたにすぎず，私有地の出資は全くなかった。結局，合計98町1反3畝歩（実測見込148.76ha）の地上権を，昭和41年より99年間，彦根市犬上郡営林組合に譲り，収益交付の割合を生産森林組合1/10，営林組合9/10とした。それにより，昭和41～43年には権現谷林道が白谷から保月まで延長され，昭和42年からは11ヶ年計画で植林事業が開始されて，毎年降雪期間の3ヶ月を除いて，月間20～25日間の林業就労も確保されるようになった。なお，照西寺名義の共有林は，寺の維持と将来移転の必要を生じた時のために，自由な形にして残している。

69）多賀町が過疎対策のために造成した木曽団地には，保月からのものが4戸居住しているが，その中の1戸は既出離村戸の次男世帯で，安価な宅地を求めて再転居してきたものである。他の3戸はいずれもかつて村長ないしは多賀町の支所長を勤めた家ばかりで，いずれも町の行政努力に相応の理解をもつ立場にあったうえに，とくにそのうちの1戸（家番号⑦）は，脇ヶ畑生産森林組合の立案・組織者であり，自らの定住化構想とは相反する集団離村事業ではあったものの，組合長としてその組合の維持のためには，杉，五僧の住民も集まって住むこの離村者団地に入居した方が便利であるという，やや消極的な理由によって参入したものである。

70）明治20年ころの山林所有面積の順位で付けた家番号⑥⑨⑩⑪に，それぞれ1町1反歩，8反歩，1町7反歩，9反歩が配分されていて，下層救済的な割当となっている。

71）「村中」名義の畑地についてはほぼ7等分され，山林についてもほぼ5等分に分割されたが，その内の畑地の3/7（7畝10歩）と山林の2/5（3反6畝歩）を家番号①が，また畑地の1/7（2畝13歩）と山林の1/5（1反8畝歩）を②が取得し，他は⑥⑩⑪が畑地の各1/7ずつと，⑦，⑪が山林の1/5ずつを取得した。このうちの①は明治時代以来，村長職など村の要職を一手に引き受け，②もまた集落内のムラ役を補佐していたものとみられる。また⑦は代々ムラの美奈戸神社の宮守をしてきていた。一方，記名共有地の用益権と「村中」名義の畑と山林の分割の配分のいずれにもあずかった⑪は，最下層である上に，

明治3年に彦根藩内で起きた米騒動百姓一揆の首謀のかどで処罰された義民の子孫で，五僧ではその霊を弔う祭りを行ってきていたという特殊事情があった。かくして，「村中」名義地と記名共有地の用益権のいずれの配分にもあずからなかったのは③④⑤の中間層と⑧ということになるが，その内の⑧はすでに大正10年ころに実質的には離村していた。

72）用水関係では簡易水道や防火用水施設がなく，また，道路についても保月との間は全く危険な険わしい徒歩道のままであった。電灯線については，昭和25年に脇ヶ畑村全域で導入したが，その事業費の負担は全て個人払いとなった。なお，電話については昭和16年に保月まで入ったものの，五僧には届かなかった。

73）かかる不正登記は，この地区では杉においても若干認められるが，五僧の場合にはその程度が甚だ大きかった。それは，本来，地租対策上とられた処置のようであるが，当初から離村抑制の意図もあつたかも知れない。昭和28年前後に行われた登記変更では，分筆交換分合の形がとられているが，その結果の新しい登記地籍については，「村中」名義の配分を受けた最上層の①②が減額となっており，また大正12年に離村戸⑧から土地の名義を引き継いだ④と，「村中」名義地の畑地の配分と記名共有地の用益権を得ていた⑥も減額されている。一方，共有地の配分に全くあずからなかった③と⑤は差なし，ないしは微増となる扱いを受けている。これに対して，下層部では⑪を別として，増額になり，階層差が縮小している。また，この機会に③の分家⑬も2町6反3畝歩を確保している。

74）昭和40年のころで，4月の頭人（大頭）には400～500万円位が使われたといわれ，昭和42年に杉から選ばれた9月の頭人でも50万円位を使ったが，少し派手にすれば150～200万円は入要であったということである。

75）芹谷地区の山地集落でも，4月の頭人（大頭）には桃原と後谷から寛永8・9（1631・1632）年の早い時期に各1名が出ただけである。しかし，6・9月の頭人にはこれらの近隣の山地集落からはかなり頻繁に出ていて（『多賀神社頭人芳名録』多賀大社社務所，1980），財力および地の利の差が歴然としている。

76）戦後は6月祭の頭人奉仕が廃止されたのと，この地区の人口減少によって，頭人に当る回数が減った。このうち，杉の1回分は，本来は保月に当ったものであるが，それを引き受ける適当な家がなかったために，杉で代役を勤めたものである。また，杉の2回目の分は，すでに集団離村後のことであったが，住民票を旧地に残していて，行政上の区が存在していたのと，集団離村先が同じ氏子圏内の多賀町内であったために，引き受けたものである。

77）戦後に一度，家番号⑦が頭人を受けているのは保月の代役であって，あくまで番外であり，集団離村後において正規に当った頭人には，また頭人株の中から選び出されている。

78）保月にあった八幡神社の宮座組織も，単に年齢階梯的秩序によって営まれていたにすぎない。すなわち，16～35歳の若衆（わかしゅう）が宮世話となり，その中から4人ずつ週交替で神社の清掃を行い，春（2月26日頃）の鎮守の祭（おこない祭）には，宮世話が頭衆（年長者4人），8人衆，10人衆（タイコ持ち），スソに分れて分掌して行事を行なった。これに対して，五僧では山の神とともに，彦根藩時代に水の神の弥都波能賣神（みづはのめのかみ）を祀る美奈戸神社を建て，家番号⑦が代々宮世話をし，春秋の祭礼を行なってきた。また，杉では創建時期不詳の春日神社を祀り，毎年氏子総代を3人互選して，宮世話をしてきた。79）山林所有面積では，当時は第3位に上昇していた。

80）杉から役場のおかれた保月までは，地蔵峠，寒坂峠の2つの峠を越す3㎞の道のりがあり，村長は毎日それを往復しなければならず，職務に専念しなければならなかったので，山林耕地を一応持つ家では，そのような仕事を引き受け難いという事情もあった。

81）若い後継者夫婦が明治35年から昭和8年まで，長期間カナダへ出稼ぎに出ていたが，家族が多く，働き手があったために，世帯主が公務に就任しても農林業経営にはあまり支障がなかった。

82）5期目の在職中に，杉に分教場を設置させており，また，その後も郡林の栽植責任者になるなど，公的な働きが目ざましかった。それで，8期目の在任中には郡会議員にも当選している。なお，この分教場は杉の光明寺に置かれていたが，維持経費の負担が大きいために，7期目の保月出身の村長の代（明治44年）になって廃止されている。

83）8期目（大正6～10年）については，五僧からの選出の番であったが，①が固辞して代役を出すことなく見送っている。なお，この辞退の背景には，当時，村で最大の関心事となっていた道路改修の問題をはじめ，行政による利益のほとんどが，辺境の五僧には及びにくいことに対する集落的な反発があったものと思われる。

84）保月では水田を所有していたのはこの⑭だけであった。もっとも，それは生産性の低い水田で，収穫量もせいぜい２～３俵にすぎなかったが，水田が皆無に近いこの地区では貴重な財産であった。

85）明治31年に萱葺２階建の堅固な校舎が建築されていたが，同33年に義務教育年限が延長され，現地での増築か移転かで両論対立する中，⑭は多くの反対者を抑えて移築に踏み切った。そして，同34年に着工するが，暴風雨の襲来を受けて建築途中の校舎が傾き，翌35年に落成したものの，新築早々から補強柱を加えての完成となり，移築反対者から批難と嘲笑を受けることになって，村長を辞職した（注21）pp. 49～50)。

86）大正時代を迎える前後から，産業開発上からも，また防災面からも，湖東平野と連結する車道の必要性が痛感されるようになり，大正２年には保月，久徳（ぎゅうとく）間の車馬道建設期成委員会を設置したものの，事業費の面で目途がたたずに解散の憂目をみた。

87）⑦の努力により，長らくの懸案であった道路改修が，ようやく昭和７年から国の救済事業として着工されることになり，同９年には保月まで車道が完成するとともに，同10年には五僧までの道も県道の認定を受け，保月・五僧間にも幅３尺の道路に改修することができた（注21）pp. 74～75)。

88）㊾の村長就任当時の土地資産は，林野２町６反歩，畑地５反２畝歩で，明治20年当時の順位に当てはめてみると，40位前後の中層部の下位になる。

89）注68）参照。